大崎上島町 高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

目 次

第1章 計画の趣旨・基本事項	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本事項	3
第2章 高齢者を取り巻く状況・課題	6
1. 高齢者を取り巻く状況	
2. アンケートからみられる状況・課題	16
3. 第8期計画期間の取組状況	29
4. 取り組むべき課題	32
第3章 計画の基本方向	35
1. 基本理念・基本目標	35
2. 施策体系	37
第4章 施策の推進	
基本施策1 健康維持・介護予防の推進	38
基本施策2 生きがいづくりと社会参加の推進	46
基本施策3 地域包括ケアシステムの深化・推進	47
基本施策4 住み慣れた地域での生活の支援	62
基本施策5 介護サービスの充実・提供体制の維持	69
第5章 介護保険サービスの見込み	73
1. 介護保険サービスの見込み	
2. 介護保険料の算定	84
第6章 推進方策	87
1. 計画を推進するための方策	
2. 計画の推進及び点検の体制	
資 料	88
1. 大崎上島町介護保険事業計画等策定委員会設置要網	
2. 委員名簿	
3	91

第1章 計画の趣旨・基本事項

1. 計画策定の趣旨

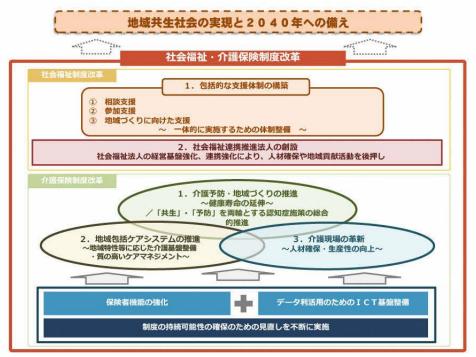
国では介護保険制度について、「地域包括ケアシステム(地域における住まい・介護・医療・予防・生活支援の一体的提供)」実現のための方向性を継承しつつ、さらに取組を本格化しています。介護予防・健康づくりの推進、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新の観点から、市町村は、2025年(令和7年)とともに、現役世代が急減し、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える2040年(令和22年)の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的にとらえることが重要となっています。また、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることが求められています。

高齢化が高い水準で続くなか、高齢者を取り巻く状況に応じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくための仕組みづくりをさらに進めていくことが重要な課題となっています。これまでの取組を拡充し、大崎上島町版地域包括ケアシステムを一層推進するため、本計画を策定し、推進します。

国の基本指針について

介護保険法において、厚生労働大臣は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施 を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)を定めることとされており、 市町村は、基本指針をもとに市町村介護保険事業計画を定めることになります。

第9期計画策定における国の基本指針は、次のとおりとなっております。



-	■ 本本指列の似安(社会体障番職会并設体院の会員科) 項目			
基本的な考え方		・次期計画期間中には、団塊の世代が全員 75歳以上となる 2025 年		
本ならいの	77 / [/]	を迎えることになる。		
		・また、高齢者人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上		
		人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々		
		なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が		
		急減することが見込まれている。		
		・さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これま		
		で以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を		
		踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じ		
		て地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現		
		場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位		
		を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要と		
		なる。		
介 護	①地域の実	・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉		
サービ	情に応じた	えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も		
ス基盤	サービス基	含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確		
の計画	盤の整備	保していくことが必要		
的な整		・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・		
備		介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連		
		携強化が重要		
		・中長期的なサービス需要の見込みを、サービス提供事業者を含め		
		地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論する		
		ことが重要		
	②在宅サー	・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型		
	ビスの充実	訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型		
		居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及		
		・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合		
		的な在宅サービスの設備を推進することの重要性		
		・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護を		
1.1 1.5 4		人保健施設による在宅療養支援の充実		
		・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な		
括 ケ ア	社会の実現	基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えら		
システ		れる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予		
ムの深		│ 防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実 │ │		
化・推進		を推進 - 地域気持ち増長され、カーの業務負担軽減し度の確保 - 体制整備を		
に向け		・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問		
た取組		図るとともに、里暦的又族体制釜偏事業にあいて属性や世代を問 わない包括的な相談支援等を担うことも期待		
		わない己括的な相談又接等を担うことも期付 ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の		
		- 認知症に関する正しい知識の音及各発により、認知症への社会の - 理解を深めることが重要		
	②デジタル母	垤牌を深めることが主要 術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進める		
	O	(例を冶用し、介護事業が同、医療・介護同じの建物を口消に進める) 介護情報基盤を整備		
	3保険者機			
	能の強化	MAINEE IOPAVAMEV主MIO FIGVUX 死んのIO 		
抽齿匀坛	<u>能の強化 </u>	・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場		
	る介護人材			
	が介護現場の			
性 体 及 し 生産性向		・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総		
工度は内工		合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源		
		を有効に活用		
		・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進		
		71 長~ 「「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

2. 計画の基本事項

(1)計画の位置づけ

「大崎上島町高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づく法定計画です。また、「介護保険事業計画」は介護保険法第117条に基づく計画です。高齢者の保健・福祉の分野にわたる計画として一体的に策定しています。

また、本計画は大崎上島町の高齢者全般に係る高齢者保健福祉施策の指針であり、「大崎上島町第2次長期総合計画」の高齢者保健福祉施策分野の部門計画に位置づけられるとともに、「第3次大崎上島町地域福祉計画」、「大崎上島町第Ⅱ期健康増進計画・食育推進計画」等各種計画及び施策と連携を図りながら推進します。

また、国の指針、ひろしま高齢者プラン、広島県保健医療計画などの上位計画・関連計画との整合・調整を図りながら策定しました。

■大崎上島町第2次長期総合計画における位置づけ

大崎上島町第2次長期総合計画(平成27~令和6年度) 基本理念『海景色の映えるまち』

基本計画 2:地域を 愛する人を 育てるまち 基本計画 3:美しく 住みよい環 境で暮らす まち 基本計画 4:大崎上 島流の元気 産業を育て るまち 基本計画 5:明日を 担う人づく りと交流の まち 基本計画 6:理解と 協働でつく るまち

第3次地域福祉計画

(令和6~令和10年度)

高齢者保健福祉計画 ・第9期介護保険事業計画 (令和6~8年度)

障害者福祉計画(障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)(令和6~8年度)

高齢者保健福祉計画

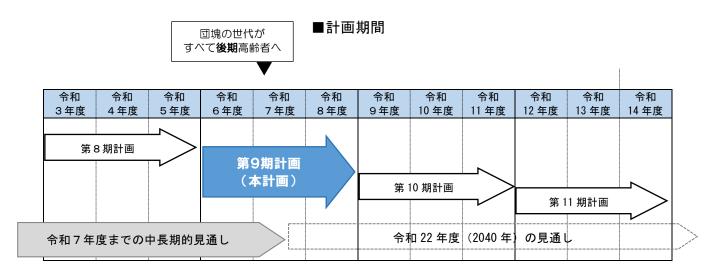
すべての高齢者及び40~64歳の壮年者を含めた健康づくりや生活習慣病の予防、介護予防とともに、高齢者の社会参加や生きがいづくり、在宅生活の支援、地域包括ケア、防犯や防災対策などを含む総合的な計画

一 介護保険事業計画

要介護(要支援)高齢者、要介護(要支援)となるリスクの高い高齢者を対象とした、介護(予防)サービス、地域支援事業の基盤 備に関する実施計画

(2)計画期間

計画期間は、令和6年度から8年度までの3か年計画です。介護保険料は財政の安定 を図るため3年毎に見直すこととされており、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画 をあわせて見直します。



	本計画期間					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
計画期間(3年間)			見直し			
介護保険料 (3年間)						

(3)策定体制等

策定にあたっては被保険者の意見を聴取し、計画に反映することを重視し、65歳以上の住民を対象に、国の示す介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査を活用してアンケート調査を実施し、高齢者の現状把握と意見聴取に努めました。あわせて、在宅生活改善調査、居所変更実態調査及び介護人材実態調査を行い、要介護認定者等の状況把握及び介護人材の実態把握を行いました。

また、「大崎上島町介護保険事業計画等策定委員会」を組織し、検討を重ねて策定しました。今後は、計画の進捗状況を分析・評価して、着実な計画の推進に努めます。

■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査概要

調査方法	郵送による配布、回収			
調査基準日	令和4年 11 月1日			
調査期間	令和4年 11 月 14 日~11 月 30 日			
調査対象	65 歳以上の町民から 2,000 人を無作為抽出(要支援認定者等を含む)			
日本作品	配布数	有効回答数	回収率	
回収状況	2,000 件	1,363 件	68.2%	

■在宅介護実態調査概要

調査方法	訪問調査員による聞きとり
調査基準日	令和4年 11 月1日
調査期間	令和4年 11 月~令和5年2月
調査対象	要介護1~5の認定を受け、在宅で生活している人
調査数	109 件

■在宅生活改善調査

調査対象	町内の居宅介護介護事業所のケアマネジャー		
調査期間	令和5年1月		
調査数	3事業所のケアマネジャー8人		

■居所変更実態調査

調査対象	町内の施設・居住系サービスの管理者
調査期間	令和5年1月
調査数	5事業所

■介護人材実態調査

調査対象	町内の介護事業所及び介護施設等
調査期間	令和5年1月
調査数	10 事業所

第2章 高齢者を取り巻く状況・課題

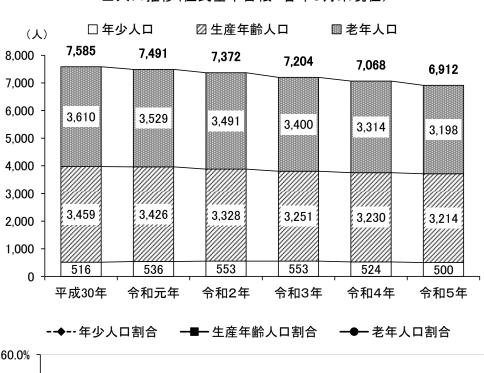
1. 高齢者を取り巻く状況

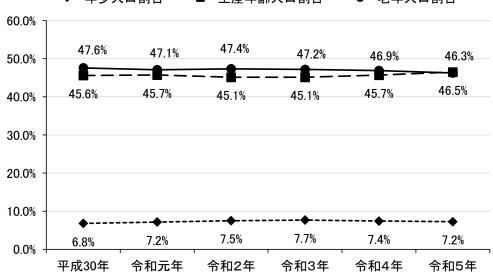
(1)人口等の動向

①人口推移

本町の人口は、平成30年は7,585人でしたが、令和3年には7,204人となり、令和5年は6,912人と減少しています。15~64歳の生産年齢人口と65歳以上の老年人口が減少しており、人口構成は生産年齢人口割合と45%前後、老年人口割合が47%前後と同程度で、0~14歳は7%前後を占めています。

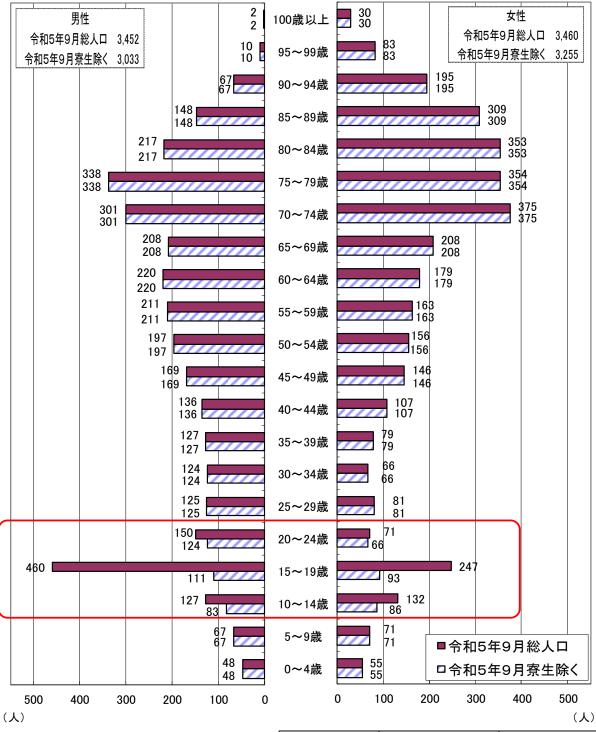
■人口推移(住民基本台帳 各年9月末現在)





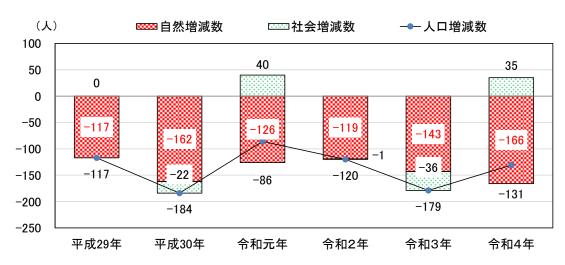
町内の総人口と寮生を除いた人口分布では、総人口は8.3%減少し、高齢者割合は高まり、50%を超えています。

■人口ピラミッド(住民基本台帳 令和5年9月末現在)



	令和5年9月末現在 総人口	令和5年9月末 寮生を除いた人口
総人口	6,912人	6,288人
高齢者数	3,198人	3,198人
高齢化率	46.3%	50.9%
後期高齢者数	2,106人	2,106人
後期高齢化率	30.5%	33.5%

人口動態は、自然減が大きく、社会減は少なくなっています。自然増減数は110人~160人程度で減少し、平成30年は162人、令和4年は166人となっています。人口増減数は、平成30年、令和3年でそれぞれ22人、36人減少し、令和元年、令和4年はそれぞれ40人、35人増加しています。

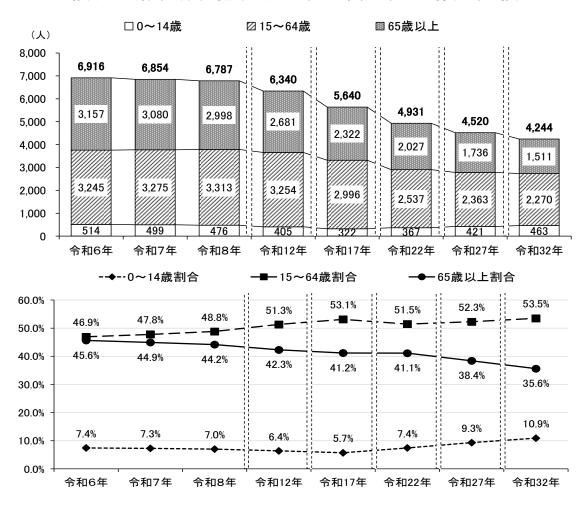


■人口動態(総務省統計(各年1~12月の計))

近年の住民基本台帳人口(各年9月末日現在)を、男女別・年齢別の人口を1つの集団 (コーホート)として、各集団の平均変化率から推計するコーホート変化率法により、令和 6年以降の人口を推計しました。

総人口は減少傾向が見込まれ、令和6年は6,916人、令和8年は6,787人と推計され、 令和22年以降は4,000人台と推計されます。

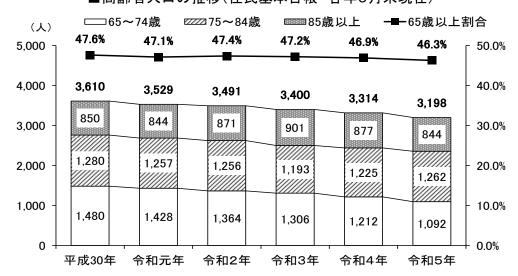
■推計人口(各年9月末時点、平成30年から令和4年の平均変化率で推計)



②高齢者人口

高齢者人口は微減しており、平成30年は3,610人でしたが、令和2年以降は3,500人を下回り、令和5年は3,198人となっています。年齢区分では、65~74歳と75~84歳が減少しており、令和4年にそれぞれ1,200人台となっています。85歳以上は令和3年以降減少し令和5年は844人となっています。65歳以上割合は令和3年までは47%台でしたが、令和5年は46.3%となっています。

■高齢者人口の推移(住民基本台帳 各年9月末現在)



推計高齢者人口は、令和6年は3,157人、令和8年は2,998人に微減する見込みです。 令和27年以降は2,000人を下回ると見込まれます。

□□65~74歳 ☑☑75~84歳 □□85歳以上 ---65歳以上割合 (人) 5,000 50.0% 45.6% 44.9% 44.2% 42.3% 41.2% 41.1% 38.4% 4,000 35.6% 40.0% 3,157 3,080 2,998 2,681 3,000 30.0% 835 2,322 813 819 2.027 806 1,736 2,000 20.0% 821 1,511 685 1,296 1,307 1,265 533 1,094 443 774 8 647 1,000 10.0% 605 576 🛭 1,026 960 914 781 727 695 598 492 0 0.0% 令和6年 令和7年 令和8年 令和12年 令和17年 令和22年 令和27年 令和32年

■高齢者人口の推計(各年9月末時点)

③世帯状況

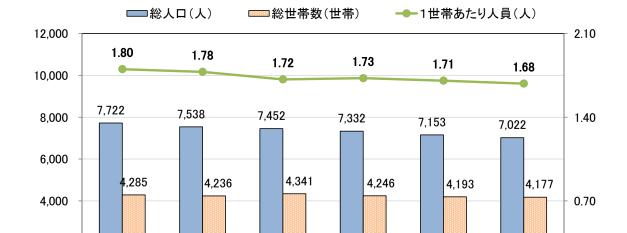
2,000

0

平成30年

令和元年

世帯数では、平成30年の4,285世帯から令和2年の4,341世帯と微増していましたが、令和3年から微減し令和5年は4,177世帯となっており、1世帯あたり人員は1.8人を下回って緩やかに減少しており、令和5年は1.68人となっています。



0.00

令和5年

令和4年

■世帯数・1世帯あたり人員の推移(住民基本台帳 各年1月1日現在)

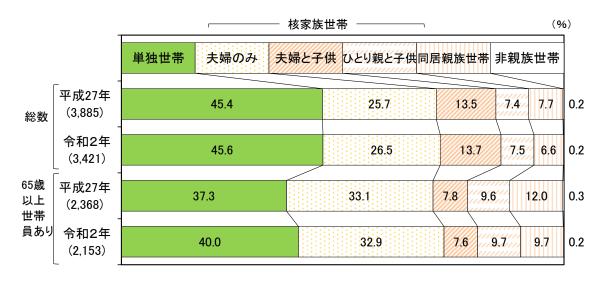
令和2年

令和3年

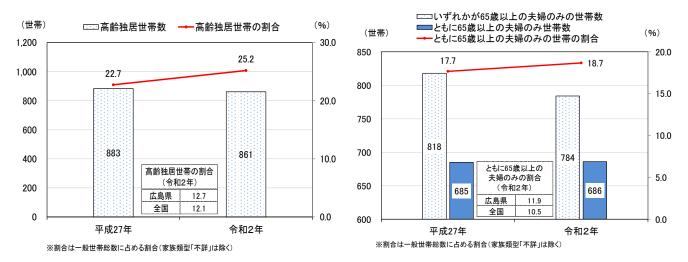
世帯構成は、平成27年と令和2年を比べると同居親族世帯割合が減少し、65歳以上の高齢者のいる世帯割合は12.0%から9.7%に減少しています。また、単独世帯と夫婦のみ世帯が多くを占めており、65歳以上の高齢者のいる世帯では、令和2年はそれぞれ40.0%、32.9%となっています。

高齢者のいる世帯では、単独世帯と夫婦のみの世帯が多くを占めており、県に比べて 高齢者の単独世帯は12.5ポイント、夫婦のみ世帯は6.8ポイント多い状況です。

■世帯構成(国勢調査各年10月1日現在)



■高齢者世帯(国勢調査各年10月1日現在)



④就業人口

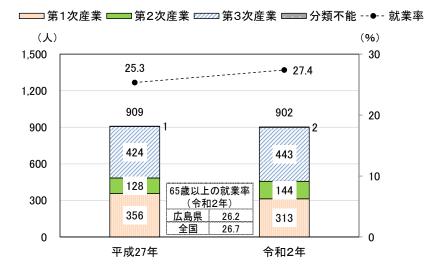
就業者数は、平成27年の3,589人から令和2年は3,152人となっています。全体では第3次産業が多く、令和2年では第1次産業は487人、第2次産業は725人、第3次産業は1,934人となっています。

高齢者の就業者数は平成27年に909人、令和2年に902人と同程度ですが、就業率は25.3%から27.4%に上昇しています。令和2年の65歳以上の就業者は、第1次産業が313人、第2次産業が144人、第3次産業が443人となっており、就業率は国・県を上回っています。

	豆八	平成 27 年		令和2年		
	区分	就業者数(人)	就業率(%)	就業者数(人)	就業率(%)	
	総数	3,589	48.4	3,152	48.4	
	第1次産業	523	7.0	487	7.5	
総数	第2次産業	1,059	14.3	725	11.1	
	第3次産業	2,000	27.0	1,934	29.7	
	分類不能	7	0.1	6	0.1	
	総数	909	25.3	902	27.4	
6E 4	第1次産業	356	9.9	313	9.5	
65 歳 以上	第2次産業	128	3.6	144	4.4	
	第3次産業	424	11.8	443	13.5	
	分類不能	1	0.0	2	0.1	

■就業人口(国勢調査各年 10 月 1 日現在)

■65 歳以上高齢者の就業人口と就業率(国勢調査各年 10 月 1 日現在)

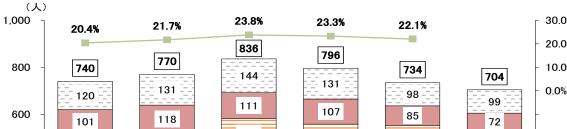


(2)介護保険要支援・要介護認定者数等の推移

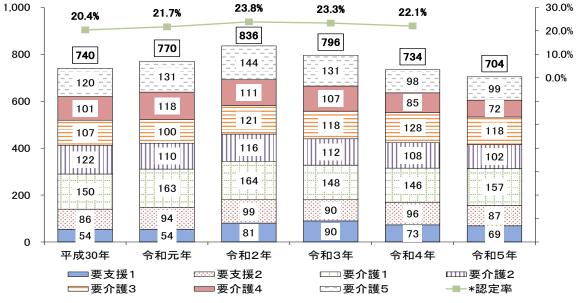
①要支援:要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は、平成30年の740人から令和2年は836人に増加してい ましたが、令和3年以降は減少して、令和5年は704人となっています。

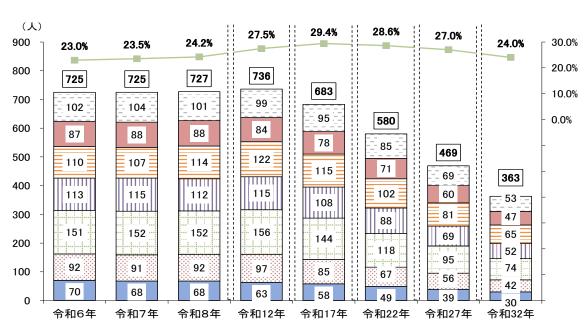
要支援・要介護度別では、各年度で要介護1が150人前後と最も多くなっています。



■要支援・要介護認定者数の推移(介護保険事業状況報告 各年9月末日現在)



本計画期間の要支援・要介護認定者数はほぼ横ばいで推移する見込みで令和6・7年 は725人、令和8年は727人になると推計されます。令和17年以降減少に転じ、令和32 年に363人になる見込みです。



■要支援・要介護認定者数の推計(各年9月末時点)

■要支援1 □□□要支援2 □□□要介護1 □□□要介護2 ■■要介護3 ■■要介護4 □□●子介護5 → *認定率

②介護保険サービス受給者数

月平均介護保険サービス受給者数は、令和3年度以降は600人を下回り、令和5年度は589人となっています。居宅介護サービス利用者は各年度330人前後で推移し、施設介護サービス利用者は令和2年度以降200人を下回っています。また、地域密着型サービス利用者は70人前後、令和5年度は76人となっています。

受給率は令和4年度以降82~83%台となっています。

■年度立物系終考数の堆段	(介護保険事業状況報告年報、	今和5年度(HQ日日報)
	\	_ T /U J +

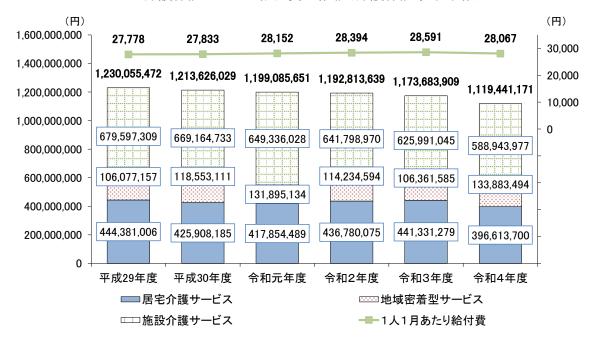
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護サービス	323 人	344 人	340 人	336 人	321 人	330 人
地域密着型サービス	85 人	75 人	66 人	71 人	77 人	76 人
施設介護サービス	207 人	210 人	198 人	192 人	181 人	183 人
合 計	615 人	629 人	604 人	599 人	579 人	589 人
受給率	86.4%	77.2%	70.1%	79.3%	82.7%	83.7%
要支援·要介護 認定者数	712 人	815 人	852 人	755 人	700 人	704 人

③介護保険給付費

介護保険給付費は、令和元年度以降11億円台で推移しており、令和4年度は約11億 1,944万円となっています。介護給付費のうち施設介護サービス費が多くを占め、各年 度で全体の50%強で推移しています。

第1号被保険者1人1月あたり給付費は、各年度28,000円前後で推移し、令和4年度 は28,067円となっています。

■介護保険サービス給付費の推移(介護保険事業年報)



(3)日常生活圏域の設定

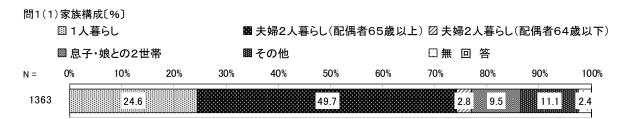
大崎上島町では町全域を1圏域に設定し、大崎上島町地域包括支援センターを木江 地区に平成18年度から設置しています。地域包括支援センターが中心となって、2か所 (大崎・東野)の在宅介護支援センターがそのブランチ的な役割を担い、地域の相談窓口 としての対応と実態把握などを行う、高齢者を支える重層的な体制をとっています。本計 画期間においても、継続した体制で推進します。

2. アンケートからみられる状況・課題

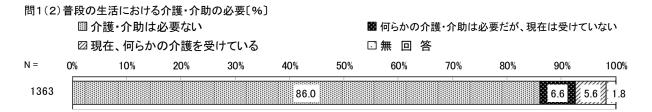
(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

①家族や生活状況について

○家族構成については、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が5割弱と多いものの、「1 人暮らし」が24.6%(前回21.1%)と微増しています。また年齢があがるほど「1人暮ら し」の割合が高くなっています。



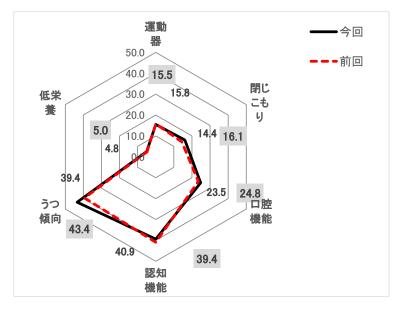
○介護・介助の必要性については、全体の1割近くで、何らかの介護・介助が必要です。



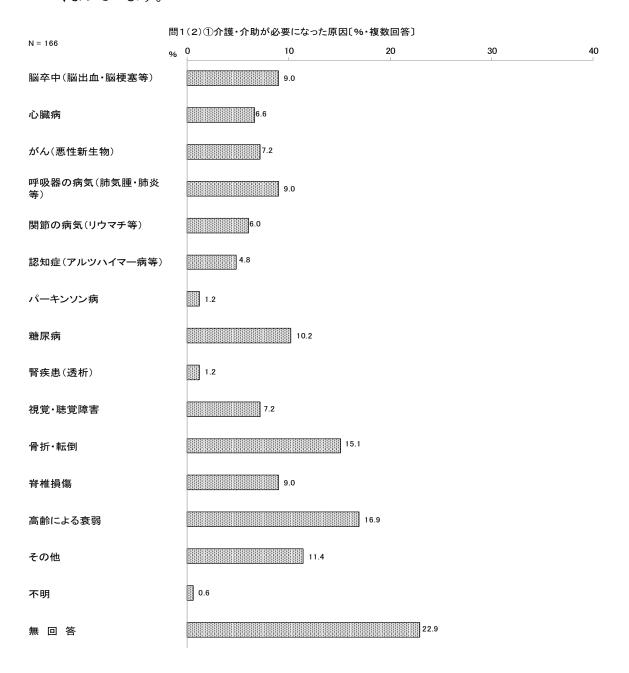
②生活機能評価について

○介護予防・日常生活ニーズ調査での生活動作等に関するいくつかの設問から、運動機能の低下、閉じこもり傾向、口腔機能の低下、認知機能の低下、うつ傾向、低栄養のリスクを判定することができます。

うつ傾向、認知機能低下のリスクがある高齢者は回答者のうち40%程度、うつ傾向の リスクは前回を若干上回っています。

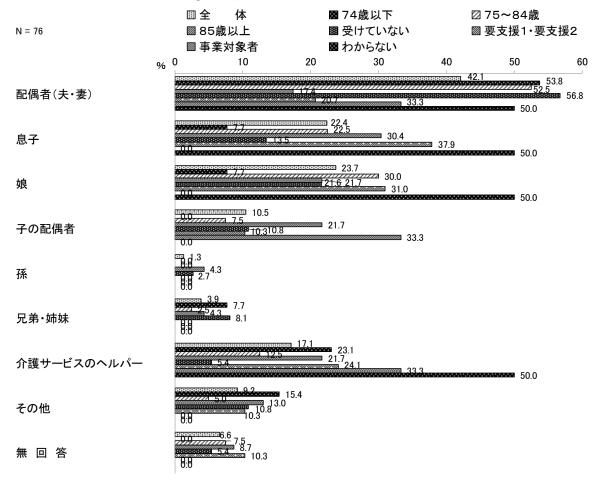


○介護・介助が必要になった主な原因については、「高齢による衰弱」、「骨折・転倒」が多くなっています。



○主な介護、介助者については、「配偶者(夫・妻)」が 42.1%(前回 39.5%)と多く、「娘」が 23.7%(前回 30.2%)、「息子」が 22.4%(前回 11.6%)、「介護サービスのヘルパー」が 17.1%(前回 23.3%)となっています。

問1(2)②主な介護・介助者[%・複数回答]

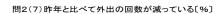


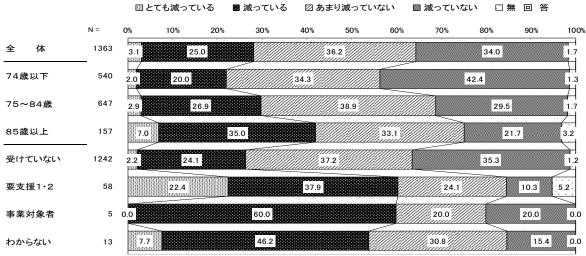
【アンケートからの課題】

○高齢者世帯割合が高まるとともに、介護する家族も配偶者の割合が高まる傾向がみられます。生活面・介護面など様々な面で高齢者世帯を支える支援施策が重要となっており、町内での支え合いや町外にいる家族との連絡体制が必要となります。

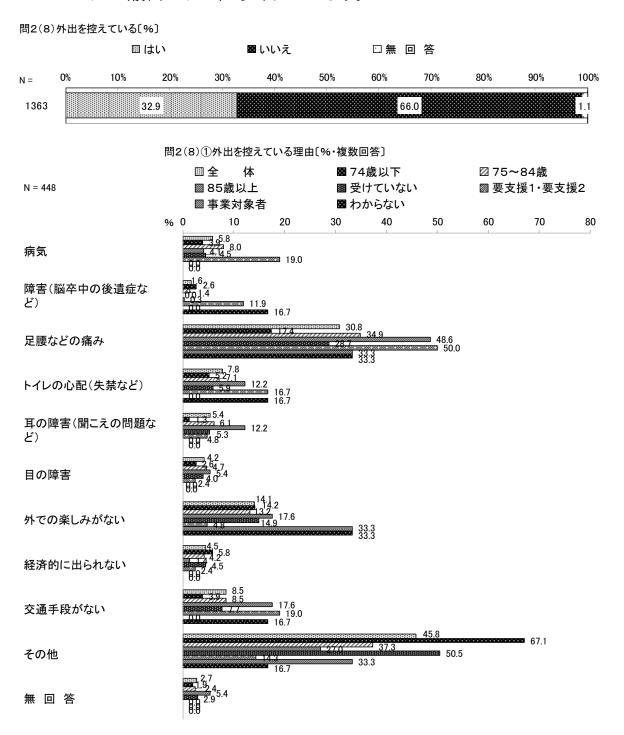
③身体状況等について

○現在の健康状態については、昨年と比べての外出が『減っている』(「とても減っている」と「減っている」の計)28.1%みられます。

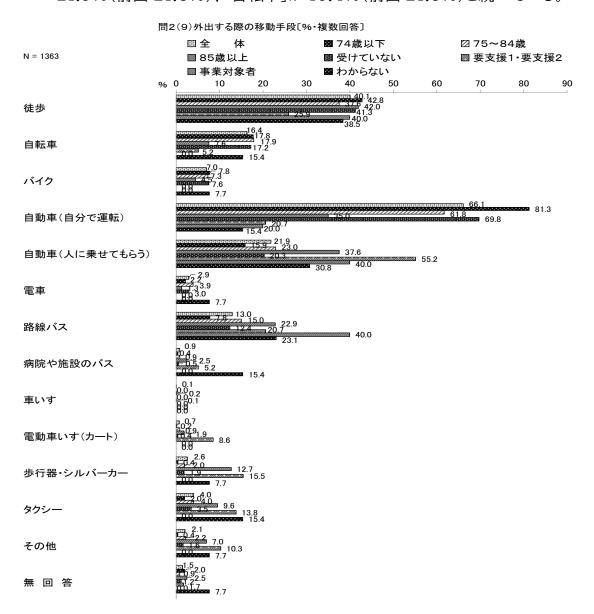




○外出を控えているという回答は約3割を占め、前回よりも大幅に増えています。外出を控えている理由は「その他」が45.8%(前回11.5%)、「足腰などの痛み」が30.8%(前回46.2%)と多くなっています。



○外出時の移動手段については、全体では、「自動車(自分で運転)」が 66.1%(前回 67.1%)と多く、「徒歩」が 40.1%(前回 44.5%)、「自動車(人に乗せてもらう)」が 21.9%(前回 21.5%)、「自転車」が 16.4%(前回 21.5%)と続いている。



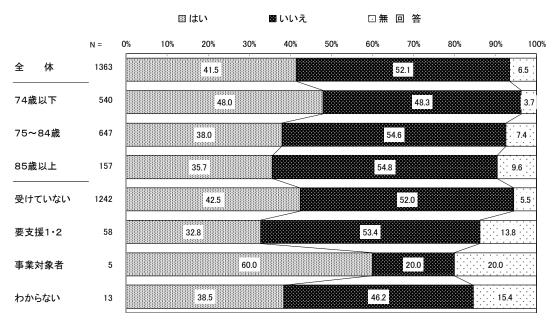
【アンケートからの課題】

○高齢者の心身の健康状態を図る上で外出は大きな要素であり、調査がコロナ禍であったため外出控えがみられ、運転免許証返納の動きとあわせ、移動手段がなくなって生活面で支援が必要な高齢者の増加が見込まれます。

④認知症について

○認知症に関する相談窓口の認知率は 41.5%(前回 49.2%)と前回調査よりも少なくなっています。

問8(2)認知症に関する相談窓口の認知[%]



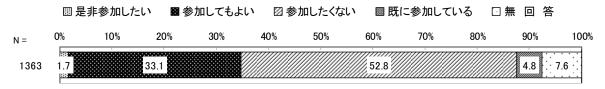
【アンケートからの課題】

○認知症への不安は大きいものの、認知症に関する相談窓口の認知は進んでいません。引き続き、認知症に関する啓発が必要であり、地域の身近な問題として認知症対策の推進が重要となっています。

⑤地域とのつながり等について

○住民同士のグループ活動への企画・運営での参加意向は約3割となっています。

問5(3)地域のグループ活動の企画・運営での参加意向[%]



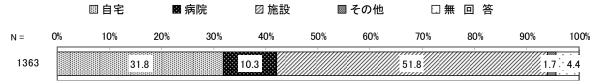
【アンケートからの課題】

○高齢になると企画・運営での参加意向は低調となる傾向であり、地域で介護予防等を担って推進する人材の確保・育成が必要です。

⑥介護・在宅医療について

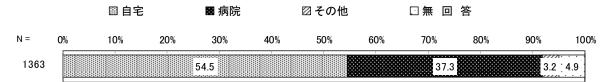
○認知症で介護が必要になった場合に暮らしたい場所については、「施設」が多いもの の、「自宅」と回答した割合は前回を上回っています。

問11(2)認知症で介護が必要な時に暮らしたい場所[%]

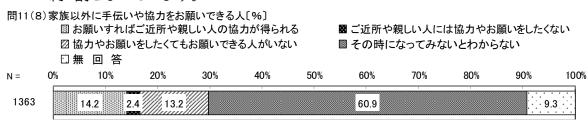


○がんで余命宣告を受けた時に暮らしたい場所については、「自宅」が5割以上と多く、 「病院」は約4割となっています。

問11(1)余命宣告を受けた時に暮らしたい場所[%]

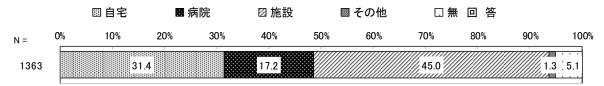


○家族が認知症になった時、家族以外にお手伝いや協力を頼める人については、「その時になってみないとわからない」が6割を超え、「お願いすればご近所や親しい人の協力が得られる」、「協力やお願いをしたくてもお願いできる人がいない」はともに約1割となっています。



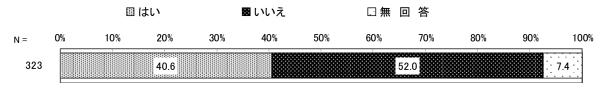
○医療と介護が同時に必要になった場合、自宅で暮らしたいという割合は約3割となっています。「施設」や「病院」を希望する割合は6割を超えています。

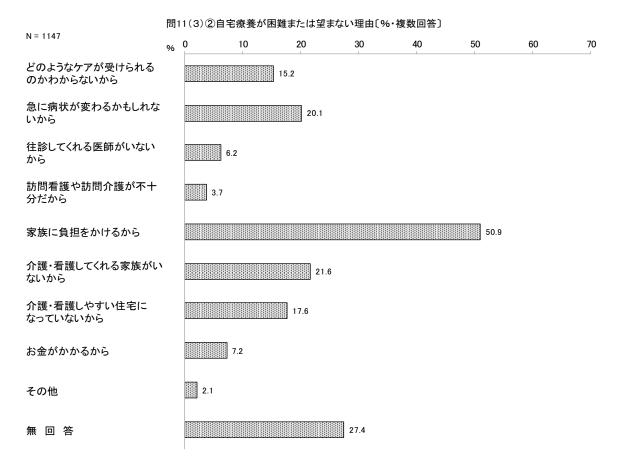
問11(3)医療と介護が両方必要な時に暮らしたい場所[%]



○自宅で療養したいと回答した人に、実際可能かを質問したところ、「いいえ」が5割を超えています。その理由として「家族に負担をかけるから」が最も多く、「介護・看護してくれる家族がいないから」、「急に症状が変わるかもしれないから」などが多くなっています。

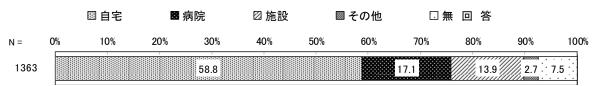
問11(3)①自宅での療養が実際にできる[%]





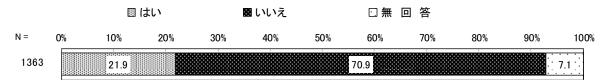
○人生の最期を迎えたい場所については「自宅」が過半数を超えています。

問11(4)人生の最後を迎えたい場所[%]



○自宅での看取りはできないという回答は7割を占め、前回より10ポイント以上増えています。

問11(5)自宅での看取りができる[%]



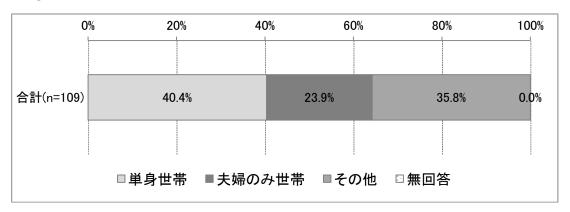
【アンケートからの課題】

○これまでも看取りについての啓発や寄り添いパートナーの育成を実施しており、人生の最期を自宅で迎えたいという意思がみえるようになっていると感じられます。一方で家族に迷惑をかけたくないという思いもみられ、 町内で終末期を過ごせる環境づくりをさらに進めていく必要があります。

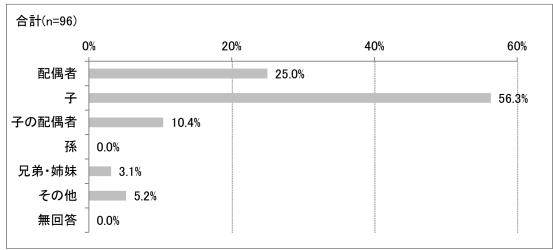
(2)在宅介護実態調査結果

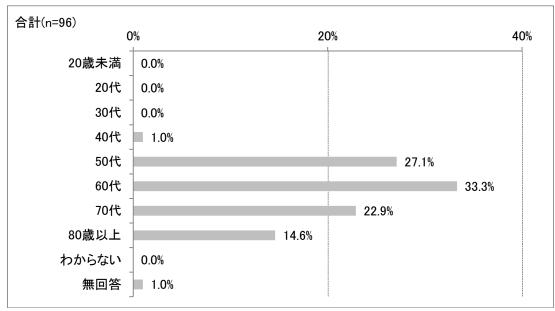
家族や生活状況について

○在宅で生活している要介護認定者等でも「単身世帯」が最も多くみられます。

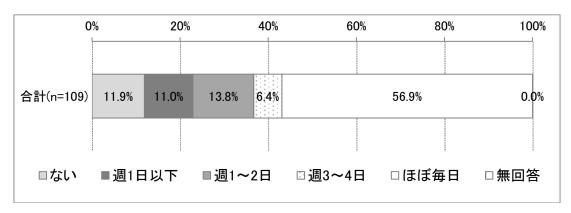


○主な介護者について、「子」が最も多く、56.3%、「配偶者(25.0%)」、「子の配偶者(10.4%)」となっている。年齢は「60代」が最も多く、33.3%、「50代(27.1%)」、「70代(22.9%)」となっています。

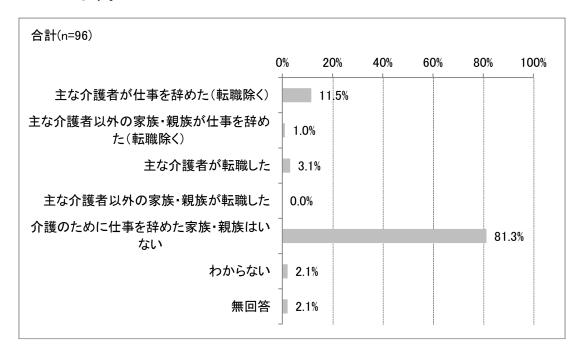




○家族等による介護状況は、「ほぼ毎日」が最も多く5割を超えており、次いで、「週1~ 2日(13.8%)」、「ない(11.9%)」となっています。



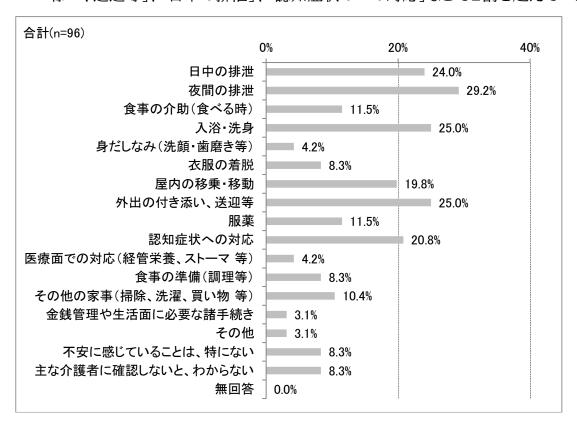
○介護を理由とした離職について、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が81.3%を占めており、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」が11.5%となっています。



【アンケートからの課題】

○要介護認定者等の介護者は配偶者から子世代に移行しており、日常的な支援となっている様子がうかがえます。介護で離職した介護者は少ないですが、仕事との両立支援や介護家族支援の観点でできることをとりいれていくことが重要です。

○介護者が不安に感じる介護については、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」、「外出の付き添い、送迎等」、「日中の排泄」、「認知症状のへの対応」などで2割を超えています。

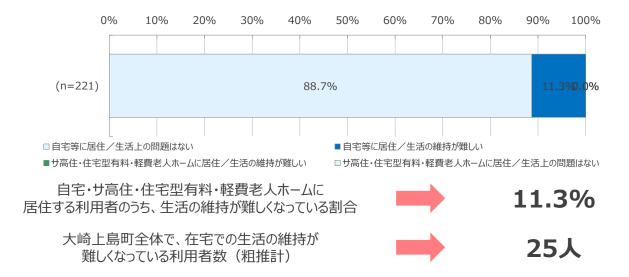


【アンケートからの課題】

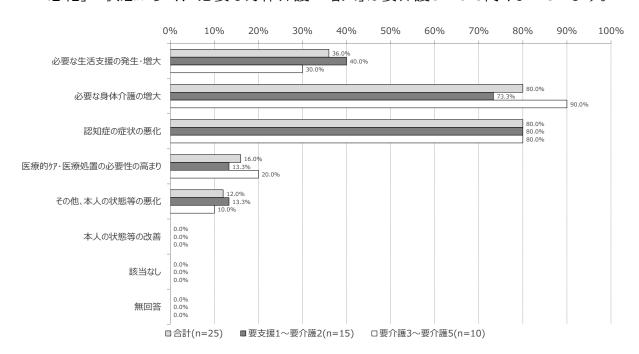
○介護者の不安に感じる介護の回答は多く、要介護認定者等の心身の状態や 介護の必要性の変化による影響も考えられることから、介護者の困りごと に寄り添い、柔軟に相談などに対応できるような環境づくりが必要です。

(3)在宅生活改善調査

「自宅等に居住/生活上の問題はない」が88.7%と多いものの、「自宅等に居住/生活の維持が難しい」が11.3%で、粗推計で約25人と見込まれます。



在宅生活の維持が難しい理由としては、「必要な身体介護の増大」と「認知症の症状の 悪化」の状態が多く、「必要な身体介護の増大」は要介護3~5で高くなっています。



(4)居所変更実態調査

過去1年間の施設入所・入居者の居所変更の状況をみると、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は死亡退所がほとんどで、施設で看取りが行われ、「終の棲家」となっています。

一方、居所変更の割合が高い施設は「グループホーム」が73.3%と最も多くあげられ、 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への居所変更が多くなっています。

サービス種別	居所変更	死亡	合計
住宅型有料	0人	0人	0人
(n=0)	0.0%	0.0%	0.0%
軽費	0人	0人	0人
(n=0)	0.0%	0.0%	0.0%
サ高住	0人	0人	0人
(n=0)	0.0%	0.0%	0.0%
GH	11 人	4人	15 人
(n=2)	73.3%	26.7%	100.0%
特定	0人	0人	0人
(n=0)	0.0%	0.0%	0.0%
地密特定	0人	0人	0人
(n=0)	0.0%	0.0%	0.0%
老健	0人	0人	0人
(n=0)	0.0%	0.0%	0.0%
療養型 - 介護医療院	0人	0人	0人
(n=0)	0.0%	0.0%	0.0%
特養	1人	48 人	49 人
(n=3)	2.0%	98.0%	100.0%
地密特養	0人	0人	0人
(n=0)	0.0%	0.0%	0.0%
合計	12 人	52 人	64 人
(n=5)	18.8%	81.3%	100.0%

3. 第8期計画期間の取組状況

≪第8期計画目標の進捗状況≫

【自立支援の目標・実績】

()内は実績・見込み

目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前期高齢者の要介護認定率の維持	3.37%	3.37%	3.36%
もしくは低下	(3.04%)	(3.32%)	(3.32%)

【介護予防・日常生活支援総合事業の目標・実績】

()内は実績・見込み

	目 標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)	訪問介護相当サービス	14人	16人	18人
介護予防・	利用者数	(15人)	(13人)	(13人)
生活支援	訪問型サービスA 利用者	24人	26人	28人
サービス事	数	(20人)	(19人)	(19人)
業	通所介護相当サービス	27人	28人	30人
	利用者数	(30人)	(24人)	(24人)
	通所型サービスA 利用者	25人	27人	30人
	数	(22人)	(29人)	(29人)
	通所型サービスC 利用者	10人	10人	10人
	数	(10人)	(7人)	(10人)
(2)	高齢者人口に占める通			
一般介護	いの場の参加率(週1	12.0%	13.0%	14.0%
予防事業	回以上体操教室等の	(14.1%)	(14.3%)	(14.3%)
	集まり)			
	住民主体の通いの場	29か所	29か所	30か所
	か所数	(29か所)	(30か所)	(31か所)

【認知症対策の目標・実績】

()内は実績・見込み

	目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)	認知症サポーター養成	30 人	30 人	30 人
認知症に	講座(住民)	(20 人)	(30 人)	(20人)
関する普	認知症サポーター養成講	30 人	20.1	30 人
及•啓発	座(大崎海星高校2年生)	(24人)	30人	(人)
	フォローアップ講座(住	30 人	30 人	30 人
	民)	(13 人)	30 人	(人)
	フォローアップ講座(民 39人 00.4		39 人	39 人
	生委員児童委員)	(40 人)	39 人	(人)
	認知症ケアパスの周知	10%	15%	30%
	率の向上	(-)	(-)	(-)
(2)	 認知症カフェ	1か所	1か所	1か所
認知症を	認知近カノエ	(1か所)	(1か所)	(1か所)
地域で支	認知症講演会	1回	1 🗓	1回
援する仕	10000000000000000000000000000000000000	(1回)	(1回)	(1回)
組みづくり	認知症初期集中支援	12 回	12 回	12 回
	チーム員会議	(3回)	(1回)	(3回)

【地域包括支援センターの目標・実績】

()内は実績・見込み

	目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	相談受付件数(延べ人	400人	400人	400人
 地域包括	数)	(300人)	(260人)	(300人)
	包括・在宅介護支援セ	12回	12回	12回
支 援 セン	ンター情報交換会	(12回)	(12回)	(12回)
%—	人类又叶类羽人	6回	6回	6回
	介護予防学習会 	(4回)	(5回)	(3回)
	地域ケア個別会議(通	10件	10件	10件
地域ケア地域ケア会議	所型サービスC対象者)	(10 件)	(7件)	(10 件)
	地域ケア個別会議(地	6件	8件	10件
	域包括支援センター実 施)	(2件)	(2件)	(3件)
多職種協				
働による 地 域 包 括	 地 域 包 括 支 援 ネット	5回	5回	5回
支援ネット	ワーク会議	(3回)	(4回)	(4回)
ワークの構) / A HTX	(5円)	(14)	(1,2)
築				

【在宅医療・介護連携の目標・実績】

目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サロン等の住民の集まる場に出向	12回	12回	12回
き、ACPと認知症について普及啓発	(4回)	(10回)	(3回)
多職種症例検討会の開催(ACPの	1回	10	10
普及啓発も含む)	(0回)	(0回)	(0回)
看取りのシンポジウムの開催(ACP	1回	1回	1回
の普及啓発も含む)	(1回)	(0回)	(0回)

【生活支援体制の目標・実績】

目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域支え合う推進員 配置数	1人	1人	1人
	(1人)	(1人)	(1人)
支え合う地域づくり協議体 開催回	3回	3回	3回
数	(3回)	(3回)	(1回)

【第8期計画における介護保険施設の整備目標・実績】

区 分	令和3年3月末 入所定員数	第8期整備目標 令和6年3月 数 必要入所定員		令和6年3月末 定員数
介護老人福祉施設	80 人	63 人	143 人	143 人
介護老人保健施設	70 人	△70 人	0人	0 人
介護医療院	0 人	0人	0人	0人

【介護給付適正化の促進の目標・実績】

目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
 認定調査員の研修	1 回	1 回	1 回
認定調査員の研修	(1回)	(1回)	(1回)
ケアプランの点検(町内全事業所)	4事業所	4事業所	4事業所
グァブブブの点検(町内主事業所)	(4事業所)	(4事業所)	(4事業所)
住宅改修現地事前調査の割合(申	100%	100%	100%
請額 10 万円以上の案件)	(100%)	(100%)	(100%)
 	実施	実施	実施
縦覧点検・医療情報との突合	(実施)	(実施)	(実施)
	1 🗔	1 🖂	1回
介護給付費の通知	1回	1回	(更新申請時に
	(1回)	(1回)	送付)

【介護保険事業を支える福祉人材の確保の目標・実績】

目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就職支援者数(令和4年度で事業廃	2人	2人	2人
止・令和5年度から新事業)	(3人)	(3人)	(1人)
	1人	1人	1人
福祉人材育成定着事業補助金 	(1人)	(1人)	(3人)

【総合計画における高齢者分野の指標の取組状況】

指標	平成 29 年度 基準値	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績
高齢者のうち要介護3以上の認定 者割合の低下	9.6%	10.8%	9.6%	8.8%
高齢者のうち要支援・要介護認定 者の割合の低下	21.2%	23.8%	21.9%	21.3%
生活支援コーディネーターの設置	平成 27 年度 より設置	設置済み	設置済み	設置済み
介護予防・日常生活支援総合事業 の導入	平成 28 年度 より実施	実施中	実施中	実施中
認知症施策の推進(認知症ケアパスの作成と推進・認知症地域支援 推進員の確保)(平成30年度まで)	平成 27 年度 より実施	実施中	実施中	実施中

4. 取り組むべき課題

第8期計画の各種施策の実施状況を点検し、今後取り組むべき課題を整理します。

【課題】自立支援・重度化防止に向けた健康維持・介護予防の一体的推進

介護予防・生活支援サービス事業は訪問型・通所型サービスを実施しており、見込んだ利用者数に近い利用状況となっています。緩和型は相当サービスに移行するなどして、毎月安定した利用量を提供できる体制を確保していくことが必要です。高齢化率が高い水準となっており、医療や服薬指導が必要な高齢者の増加が見込まれることから、健康維持と介護予防をより一体的に推進し、自立支援と重度化予防に取り組んでいくことが課題です。

一般介護予防事業については、いきいき百歳体操の定着が進み目標実施か所数に達しました。これまでは、体操の継続支援として専門職が関わったり、お世話人の負担にならない運営についての支援を行ってきました。今後も次の担い手が負担にならないように、地域の実情にあわせた支援が必要であり、継続して支援いくことが重要です。なお、高齢者巡回相談員がいない地区があり、今後ますます人口減少が進む中、担い手の確保などの対策も必要です。

日中働いている忙しい高齢者、移動手段がない高齢者、人と接するのが苦手な高齢者、 フレイル等で通いの場に来られなくなった高齢者などは個別の対応や参加しやすい内容 を継続して検討する必要あります。介護予防の必要性が高い高齢者や閉じこもり等何ら かの支援が必要な高齢者等を早期に発見・介入し、参加を促す仕組みづくりが必要です。

→ 基本施策1健康維持・介護予防の推進

【課題】高齢者の元気を地域に活かす仕組みづくり

働いている高齢者も多い状況ですが、生活の質の向上を図り、元気な高齢者を増やし、 社会参加を促進するためには、主体的に外出しやすい環境づくりを進めることが必要で す。地域で活躍できる場等をつくって様々な活動に関わってもらったり、高齢者が高齢 者を見守る活動など、仕組みづくりが求められます。 住民による自主的な地域活動は、 「地域包括ケアシステム」の発展・充実、認知症施策の推進において重要な役割を果たす ものとして、住民へ活動のきっかけづくりやサポートの充実を図ることが重要です。

> → 基本施策2 生きがいづくりと社会参加 の推進

【課題】地域包括ケアシステムの深化に向けた機能強化の推進

これまで以上に、地域包括支援センターが担う役割が重要となっており、機能の充実を図り、庁内及び関係機関との連携をさらに強化して様々な課題に対応していける持続可能な体制づくりが重要となっています。相談支援体制とともに、権利擁護を含めたケアマネジメント体制を強化し、複雑化・複合化した悩み・不安の軽減に努めていく必要があります。

町内のネットワークは確立しており機能的に動いています。事業所間で連携した方がより効率的な動きができる課題もあると思われますので、地域ケア会議等により明らかになった課題について、解決につなげるための福祉サービスの充実や課題を抱える高齢者に専門職が関わることができる体制を構築する必要があります。

地域の住民の皆さんには包括や役場の相談窓口は認識されているところですが、相談 支援窓口の周知や福祉サービスについては情報提供を継続して行い、実施していること などを周知していくことも必要です。

認知症予防対策については、国の「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」(平成29年7月改訂)に基づき推進してきましたが、高齢者本人・家族にとって不安は継続して大きいものです。認知症基本法が成立し、身近な問題として取り組む課題となっており、認知症への早期診断・早期対応、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援の取組、地域の見守り、チームオレンジの推進など、「認知症ケアパス」を更新しながら、関係者の連携による総合的な認知症施策の推進が求められます。

→ 基本施策3 地域包括ケアシステムの 深化・推進

【課題】住み慣れた地域での生活を継続するための支援

高齢者をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、安心・安全な生活環境づくりが必要です。地域の支援ネットワークづくりについて、課を横断した企画立案が必要です。

高齢化が進行していく中で、生活課題に応じた既存の資源の拡充、強化と新たな資源 の発掘が必要です。

親族や身元引受人がいない入所者の葬祭や遺留金品の取り扱いについて、あらかじめ対応を施設と確認することが必要です。また、措置入所について施設と調整することも必要です。

引き続き人生会議やACPノートの普及啓発を推進することが必要です。

独り暮らしで緊急時に家の鍵を預かってもらう方がいない高齢者への対応や高齢者 がより使い勝手の良い緊急通報システムへの見直しの検討が必要です。

移動や買い物などちょっとした生活支援施策の課題とあわせて、住民参加型支えあい活動の仕組みを構築していくことが重要な課題となっています。

→ 基本施策4住み慣れた地域での生活の 支援 認定審査会の効率化を図ってきました。介護福祉人材の不足が叫ばれるなか、介護支援専門員(ケアマネジャー)の確保と介護予防の意識を高めるための研修やケアプラン点検等も継続して実施していく必要があります。

介護給付については随時点検し、給付の適正化を図っていくことが重要です。

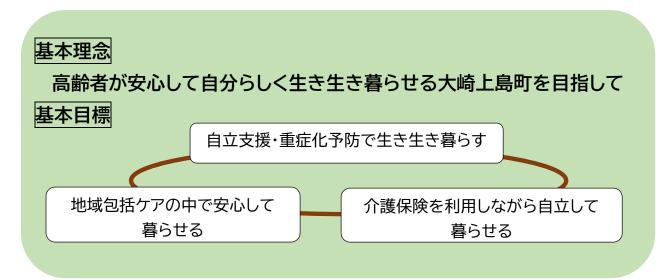
→ 基本施策5. 介護サービスの充実・提供 体制の維持

第3章 計画の基本方向

1. 基本理念·基本目標

高齢者の多くは、住み慣れた家や暮らし続けている地域に愛着を持ち、穏やかな気候・空気のなか、「やっぱりここで暮らし続けたい」と思っています。この思いを実現できるように、「高齢者が安心して自分らしく生き生き暮らせる大崎上島町を目指して」、地域包括ケアシステムの充実を図り、高齢者支援施策を推進します。

■基本理念·基本目標



■地域包括ケアシステムのイメージ

住 4 慣 れ た 地 域

連携



元気に暮らすために 介護予防•生活支援

- ・介護予防教室での健康づくり
- ・ボランティアや町内会、自治 会などによる支え合い活動 など



介護予防例:いきいき百歳体操

お気軽に不安やお悩みを お話しください。



サービスの

案内など

地域交流•社会参加 住まい

どのように暮らして いくか話し合おう

・地域包括支援センター

相談

・ケアマネジャー

など各種機関

自宅に住み続けるため の工夫 (例:手すりの 設置や段差解消などの バリアフリー化)

医療ケア・サービスの提供

通院・入院 通所・入所 介護ケア・ サービスの提供

病気になったら 医 療

- · 病院 · 薬局
- リハビリ病院
- ・かかりつけ医
- ·訪問診療
- ・地域の連携病院 など



介護が必要になったら 介護

- ・通所系や訪問系サービス などの在宅介護
- ・特別養護老人ホームなど







連携

2. 施策体系

基本理念 · 基本目標

高齢者が安心して生き生きと暮らせる 大崎上島町を目指して

自立支 援·重度 化防止で 生き生き

暮らす

地域包括 ケアの中 で安心し て暮らす

介護保険 を利用し ながら自 立して暮 らす

施策の展開

基本施策1

健康維持・介 護予防の推 進

- (1)介護予防·日常生活支援総合事業 の推進
- (2)健康づくりと介護予防の一体的な 推進
- (3)健康支援の推進

基本施策2

生きがいづく りと社会参加 の推進

(1)各種活動の支援と高齢者の社会参 加の場の拡充

基本施策3

地域包括ケア システムの深 化·推進

- (1)地域包括支援センター機能の充実
- (2)在宅医療・介護連携の推進
- (3)生活支援体制づくりの推進
- (4)認知症対策の総合的推進
- (5)権利擁護支援の推進

基本施策4

住み慣れた地 域での生活 の支援

- (1)生活支援・福祉サービスの推進
- (2)見守り・支え合い活動の充実
- (3)介護を支えるサービスの推進
- (4)安心・安全のまちづくりの推進

基本施策5

介護サービス の充実・提供 体制の維持

- (1)介護保険サービスの充実
- (2)介護保険の円滑な運営に向けた取
- (3)介護福祉人材の確保・育成支援

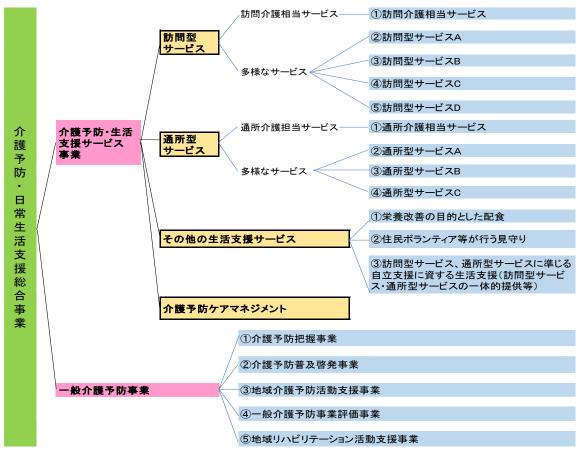
37

第4章 施策の推進

基本施策1 健康維持・介護予防の推進

(1)介護予防・日常生活支援総合事業の推進

■介護予防・日常生活支援総合事業の概要(厚労省資料より作成)



介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)			
〇 対象者:制度改正前の要支援者に相当する者。①要支援認定を受けた者 ②基本チェックリスト該当者(事業対象者)			
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供		
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供		
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や1人暮らし高齢者等への見守りを提供		
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント		

一般介護予防事業			
〇 対象者:第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。			
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる		
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う		
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う		
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う		
地域リハビリテーション活動支 援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施		

■介護予防・日常生活支援サービス事業

取組	内容
訪問型サービス	○従来の訪問介護に相当するサービスを実施します。
通所型サービス	○従来の通所介護に相当するサービスを実施します。 ○通所型サービスC(短期集中予防サービス)を実施します。
介護予防支ケアマネジ メント	○地域包括支援センターで、要支援認定者等の心身の状況 や、置かれている環境その他の状況に応じて、要支援認定 者等の状態にあった適切なサービスが包括的、効率的に提 供されるよう必要な支援を行い、本人が自立した生活を送る ことができるようケアプランを作成します。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問介護相当サービス		214 人	193 人	190 人
訪問型サービスA		249 人	206 人	200 人
通所介護相当サービス		365 人	354 人	350 人
通所型サービスA		248 人	326 人	320 人
通所型サービスC		43 人	133 人	140 人
配食サービス事業	大崎福祉会	1,200 食	1,200 食	1,200 食
→R6年度から、い きいき配食(予定)	ひがしの会	720 食	720 食	720 食
介護予防ケアマネジメント・ケアプラン件		新規 58 件	新規 39 件	新規 30 件
数		継続 1,392 件	継続 1,323 件	継続 1,120 件

(2)健康づくりと介護予防の一体的な推進

取組	内容
介護予防把握事業	○地域包括支援センター、在宅介護支援センターでの相談時
	や総合事業を初めて利用される場合に、基本チェックリスト
	を実施し、閉じこもり等の何らかの支援を要する者の早期把
	握に努め、住民主体の介護予防活動などにつなげます。
介護予防普及啓発事業	○介護予防に関する情報を提供します。
	○地域包括支援センターと在宅介護支援センターと協力して
	地区のふれあいサロンでの介護予防学習会をはじめ、老人
	クラブや食生活改善推進員協議会等での啓発や学習会を
	継続します。
	○介護予防の普及啓発に資する運動や脳トレ等の介護予防
	教室を実施します。
地域介護予防活動支援	○高齢者巡回相談員派遣事業、地域の通いの場事業、介護
事業	支援ボランティア活動事業、介護予防活動団体支援事業を
	継続して実施します。
地域リハビリテーショ	○いきいき百歳体操の活動を支援します。
ン活動支援事業	○地域包括支援センター等と連携し、居宅介護支援事業所や
	介護職員等の希望により、リハビリ専門職等による技術的助
	言を実施します。
高齢者の保健事業と介	○令和5年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
護予防の一体的実施事	事業を開始し、壮年期から高齢期の切れ目ない健康管理の
業	実施と保健・医療・介護サービスが統合的に提供できる仕
	組みづくりに取り組みます。
	○ポピュレーションアプローチにおいては、通いの場の参加者
	の健康管理をはじめ、フレイル予防の各種チェックや医療
	専門職によるミニ講座を行います。
	○ハイリスクアプローチでは、フレイル予防講座の実施、健康
	状態ハイリスク者の訪問や地域包括支援センターとの連
	携、また、かかりつけ医との連携により保健指導を行いま
	す。また、健康状態不明者の調査・訪問を実施し必要な
	サービスに繋ぐ活動を強化します。
総合事業の弾力化に向	○総合事業のサービスについては、町が直営で実施している
けた取組の推進	通所型サービスC以外は、事業所指定のみの実施であるこ
	とから、介護予防ケアマネジメントの強化を図り、一人一人
	の生きがいや自己実現に取り組めるように支援していくこと
	で、多様なニーズを明確にし、地域支え合いの体制づくり活
	動とも連携しながらサービスや地域活動の充実を図ってい
	きます。
保険者機能強化推進交	○保険者機能強化推進交付金等の活用を検討し、高齢者の
付金等を活用した自立	自立支援、重度化防止等に向けた取組、介護予防、健康
支援・介護予防事業の	づくり等に資する取組の充実を図ります。
充実	

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
甘士て一いわ	通所型サービスC実施分	10 人	7人	13 人
基本チェックリスト	地域包括支援センター実施分	96 人	85 人	80 人
介護予防学習	会	4回	5回	6回
	· — b団体支援事業	20 団体	13 団体	20 団体
			43 人	50 人
│介護支援ボラ 	ンティア活動事業 	46 人	合同研修:1回	合同研修:1回
 喜龄老巡回相]談員派遣事業	相談員:44 人	相談員:44 人	相談員:46 人
(対象行政区)		研修会∶2回	研修会∶2回	研修会∶2回
(对象1)以区。	. 35 地区)	合同研修∶1回	合同研修∶1回	合同研修∶1回
いきいき百歳	体操	29 か所	30 か所	31 か所
	:占める通いの場の参加率 体操教室等の集まり)	14.1%	14.3%	13.8%
	<u> </u>	初回、6か月、	初回、6か月、	初回、6か月、
		1年、1年半、	1年半、2年半、3	1年、1年半、
	/ ↓ □ - ★ □	2年半、3年半、4		2年半、3年半、4
いきいき百歳	体操支援	年半、5年半	年半、6年半	年半、5年半、6
				年半、7年半
		支援:18 回	支援:9回	支援:33 回
		高齢者の心身の	高齢者の心身の	高齢者の保健事
		健康を包括的に	健康を包括的に	業と介護予防の
		把握する事業	把握する事業	一体的実施の開
		・健診:192人	• 健診:196人	始
		・通いの場:297	・通いの場:277	ポピュレーション
		人	人	アプローチ
		・ 普段の保健事	・普段の保健事	・通いの場:30
		業、訪問:3人	業、訪問:36 人	か所
		• 郵送 846 人	● 郵送:174 人	・ハイリスク者の
		・診療情報提供	・診療情報提供	発見と必要な
		と生活の指示: 15 人	と生活の指示: 15人	サービスへの 連携:30 件見
		10 人 ・上記で把握で	13 人 ・上記で把握で	連携:30 円兄 込み
		きなかった方の	きなかった方の	│ · 診療情報提供
		訪問:コロナ禍	訪問:コロナ禍	と生活の指示:
フレイル予防		で中止	で中止	25 件見込み
		フレイル予防講座	フレイル予防講座	ハイリスクアプ
		12 回コースを8回	12 回コースを8回	ローチ
		に短縮して実施:	に短縮して実施:	・フレイル予防講
		7人	7人	座:10 回コース
		在宅療養者の訪	在宅療養者の訪	6人
		問歯科健診・口腔	問歯科健診・口腔	・ハイリスク者訪
		ケア ・ 訪問歯科健診・	ケア ・訪問歯科健診・	問:20 件見込 み
		・訪問圏科健診・ 口腔ケア:9件	・訪問圏科健診・ 口腔ケア:9件	・ 健康・生活状況
		ロルエノノ・3件	中圧ノノ 31十	・健康・主活状況 不明者の調査
				及び訪問:28
				件
				在宅療養者の訪
				問歯科健診・口腔
				ケア:3件見込み

《介護予防・日常生活支援総合事業の目標》

項目		第9期目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 介護予防・	訪問介護相当サービス 利用者数	400 人	390 人	390 人
生活支援サービス事	通所介護相当サービス 利用者数	600 人	580 人	580 人
業	通所型サービス C 利用者数	168 人	168 人	168 人
(2) 一般介護予	高齢者人口に占める通いの場の参加 率(週1回以上体操教室等の集まり)	14.0%	14.5%	15.0%
防事業	住民主体の通いの場 か所数 (いきいき百歳体操)	31 か所	31 か所	31 か所

(3)健康支援の推進

3)使尿又按切脏進 取組	内容
生活習慣病対策	○高血圧対策を継続しながら、適正体重・適正カロリーの普及
	による脂質異常症対策に取り組み、脳血管疾患や心筋梗
	塞の新規発症予防に努めます。
	○特定健診有所見者への早期受診勧奨、治療中断者への受
	診勧奨・個別支援、特定保健指導の実施、エンジョイ健康
	セミナーの開催等により生活習慣病重症化リスクの軽減に
	一努めます。
	○糖尿病の重症化予防を防ぎ、腎不全による透析への移行を
	防ぐため糖尿病性腎症重症化予防事業に引き続き取り組
1	みます。
がん対策 	○がん死亡を防ぐための講演会の実施、特に70歳代未満の
	がん検診の受診率向上のための個別受診勧奨、精密検査
	が必要になった方への不安の緩和と確実な受診に向けた
	家庭訪問、精密検査未受診者への受診勧奨・受診の確認 を引き続き実施します。
こころの健康相談・自殺	○こころの健康づくり、高齢者の閉じこもり防止については、健
予防	しこうの健康 プリ、同間省の間じこもりの正に フィーには、健康教育や健康相談、地域包括支援センターなどでの啓発と
1 193	相談対応に努めていきます。
	○随時の来所相談や家庭訪問等により対応し、こころの相談
	日を毎月定例で設け、保健師、精神保健福祉士、精神科医
	等の専門職が相談に対応する機会を確保しており、継続し
	て実施していきます。
	○地域での声かけ、見守りを行い、必要に応じて専門機関等
	へつなぐ役割を担うゲートキーパー研修会を引き続き実施
	し、こころの健康づくりや自殺予防について、住民への啓発
	活動を実施します。
	○平成30年度に策定した大崎上島町自殺対策計画に基づ
	き、各種施策を推進します。自殺の現状を把握し、町民、地
	域、関係機関、行政等が連携、協働した推進体制により、基
	本施策、重点施策を実施し、計画の推進を図ります。
食育の推進	○食育推進計画をもとに、住民、地域、関係機関・組織、職域
	が相互に連携し、つながりを活かした食育を推進していきま
	す。老人クラブやサロン事業とも連携し、今後も「食」の大切
こうくう	さを普及・啓発していきます。
口腔ケアの推進	○ 高齢期の口腔ケアが日常生活や介護予防にも重要であることを啓発し、定期的な歯科検診の推進に努めます。
	こを含光し、足効的な歯科機能の推進に劣めます。 ○住民主体の通いの場においても、「かみかみ体操」などを取
	り入れ、誤嚥性肺炎や、認知症予防等に必要な口腔ケアの
	り八は、映照性神炎や、脳和症子的等に必要な口腔ケケの 重要性を啓発します。
	重安圧を行光しより。 ○在宅療養中の要介護3以上の方に対し、歯科医師による訪
	問歯科検診と歯科衛生士による口腔ケアを継続して実施し
	ます。
	○高齢者のインフルエンザ予防接種、肺炎球菌予防接種が
	円滑に接種できるよう働きかけます。基本的な感染予防、感
1	染対策について啓発していきます。

■取組状況 令和3年度 令和4年度 令和5年度(見込み) 生活習慣病予防 エンジョイ健康セミナー(7人) エンジョイ健康セミナー(7人) ・ エンジョイ健康セミナー(4人) • 生活習慣病教室(3人) 生活習慣病教室(3人) 生活習慣病教室(5人) • 糖尿病性腎症重症化予防事業 • 糖尿病性腎症重症化予防事業 • 糖尿病性腎症重症化予防事業 (3人) (1人) (1人) • 各種相談 • 各種相談 • 各種相談 · 早期健康診査(22 人) ・早期健康診査(14人) · 早期健康診査(13 人)

- (1人)
- ・骨粗鬆症検診・要受診者・未受診者・治療中断 者への個別受診勧奨

医療保険未加入者の健康診査

(講演会)

* 新型コロナ感染拡大防止のため中止。

- 医療保険未加入者の健康診査 (O人)
- 骨粗鬆症検診
- ・要受診者・未受診者・治療中断者への個別受診勧奨

(講演会)

* 新型コロナ感染拡大防止のため中止。

- 医療保険未加入者の健康診査 (4人)
- 骨粗鬆症検診
- 要受診者・未受診者・治療中断 者への個別受診勧奨
- ポピュレーションアプローチ(マイカロリー普及活動)
- ・筋骨アップ事業(共同研究) (講演会)
- * 新型コロナ感染の状況により開催検討。

がん検診

がん検診(集団・個別)

- ・ 肺がん検診(370 人)
- ・ 胃がん検診(152 人)
- ・ 大腸がん検診(545 人)
- ・ 子宮頸がん検診(238人)
- ・ 乳がん検診(221 人)
- · 胃内視鏡検診(62 人)

がん検診個別受診勧奨·再勧奨 要精密検査者への対応

- ・ 訪問による受診勧奨と説明
- ・ 精密検査結果の確実な把握
- · 精検受診勧奨·再勧奨

がん予防普及啓発資料配布 がん検診普及啓発キャンペーン

* がん講演会はコロナ禍のため未実施

がん検診(集団・個別)

- ・ 肺がん検診(374人)
- ・ 胃がん検診(151 人)
- ・ 大腸がん検診(544 人)
- 子宮頸がん検診(247人)
- ・ 乳がん検診(233 人)
- · 胃内視鏡検診(105 人)

がん検診個別受診勧奨・再勧奨要精密検査者への対応

- 訪問による受診勧奨と説明
- ・ 精密検査結果の確実な把握
- 精検受診勧奨•再勧奨

がん予防普及啓発資料配布 がん検診普及啓発キャンペーン

* がん講演会はコロナ禍のため未実施

がん検診(集団・個別)

- ・ 肺がん検診(374 人)
- ・ 胃がん検診(124 人)
- ・ 大腸がん検診(586 人見込み)
- 子宮頸がん検診(234 人見込み)
- 乳がん検診(166 人見込み)
- ・胃内視鏡検診(81 人見込み) がん検診個別受診勧奨・再勧奨 要精密検査者への対応
- ・ 訪問による受診勧奨と説明
- ・ 精密検査結果の確実な把握
- ・ 精検受診勧奨・再勧奨 がん予防普及啓発資料配布 がん検診普及啓発キャンペーン
- * がん講演会

こころの健康づくり

- ・大崎上島町自殺対策計画の推 推
- 対面相談事業こころの健康相談・精神保健相談:10回 19件
- ・人材育成事業 ゲートキーパー研修会(町職員、町議員、地区区長、副区長を対象):3回 41 人
- 普及啓発事業 アルコール関連問題研修(民生 児童委員、地区区長、副区長を 対象):3回 40人
- · 自殺対策関係機関連絡会議:1 回 15 人 自殺対策庁内連絡会議:1回 15 人

- ・大崎上島町自殺対策計画の推 進
- ・対面相談事業 こころの健康相談・精神保健相 談:15回 延16人
- ・人材育成事業 ゲートキーパー研修会(食生活 改善推進員、町議員、地区区 長、副区長を対象):3回 33人
- 普及啓発事業 アルコール関連問題研修(民生 児童委員、地区区長、副区長を 対象):2回 16人
- 自殺対策庁内連絡会議

- 大崎上島町自殺対策計画の推進
- 対面相談事業こころの健康相談・精神保健相談
- ・人材育成事業 ゲートキーパー研修会(食生活 改善推進員、町職員、町議員と 地区区長及び副区長未受講者 を対象)
- ・普及啓発事業 アルコール関連問題研修(民生 児童委員、地区区長、副区長を 対象)
- · 自殺対策庁内連絡会議 自殺対策関係機関連絡会議
- ・第1次計画の評価、第2次計画 策定

食育	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地区講習会 (参加延べ人数)	148 人	261 人	270 人
老人クラブ料理教室 (参加延べ人数)	中土	中中	22 人

歯科保健	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
歯科訪問	0人	1人	0人
8020 推進事業	達成者:17 人 表彰式参加:6人	達成者:22 人 表彰式参加:10 人	達成者:14 人 表彰式参加:10 人
在宅療養者の訪問歯科検診・口腔ケア	9件	9件	3件見込み

基本施策 2 生きがいづくりと社会参加の推進

(1)各種活動の支援と社会参加の場の拡充

取組	内容
老人クラブ活動	○老人クラブでは単位クラブ(21クラブ)での活動と連合会での
	活動として、地域のボランティアや趣味の活動が主に行わ
	れており、地域の子どもたちと過ごすなど交流事業も行われ
	ています。福祉課が老人クラブ連合会と連携し、加入を呼び
	かけるとともに、健康づくりやボランティア活動や学習活動、
	地域貢献など各委員会の活動を推進します。
生涯学習及びスポーツ・	○町の実施している生涯学習活動、スポーツやレクリエーショ
レクリエーション活動	ンには、高齢者も多く参加しており、今後も各種趣味の活動
	等を継続して実施し、より多くの高齢者が参加できるように、
	学習内容や開催方法、軽スポーツ・レクリエーションなどを
	検討するとともに、長年培った経験や知恵を伝えられるよう
	な場づくりについても検討します。
	○心身ともに健康であり続けられるよう、総合型地域スポーツク
	ラブと連携し、高齢者が親しみやすく、取り組みやすいス
	ポーツ・レクリエーション活動を推進していきます。
高齢者の社会参加の場	○町内の介護保険サービス事業所、障がい福祉サービス事業
の拡充	所で高齢者がボランティア活動を行い、活動を通じて介護
	予防活動を推進することを目的とした介護支援ボランティア
	活動事業を継続して実施します。
	○仕事、ボランティア活動、地域活動、多様な分野・場面で高
	齢者が活躍していただけるように、関係課・町社会福祉協議
	会などと連携を図りながら拡充を図ります。

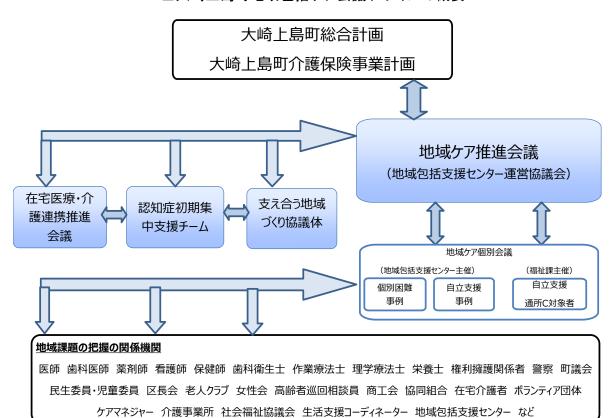
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
老人クラブ会員数	1,155 人	1,088 人	971 人
老人クラブグラウンド・ゴルフ大会	1回	2回	2回
大崎上島町グラウンド・ゴルフ協会の大会	7回	9回	10 回
介護支援ボランティア登録数	46 人	43 人	50 人
介護支援ボランティア活動受入事業所	9事業所	9事業所	9事業所

基本施策3 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1)地域包括支援センター機能の拡充

取組	内容
地域包括支援センター	○住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な
の運営とケアマネジメ	支援を行うことにより、その保健・医療の向上及び福祉の増
ントの推進	進を包括的に支援することを目的とする機関であり、住民へ
	の周知を図ります。
	○地域における総合的なケアマネジメントを行う中核機関とし
	ての役割を担っており、より質の高いマネジメントができるよ
	う体制を強化するとともに、運営方針や業務に関する評価と
	結果等を勘案し、業務量と業務内容に応じた人員体制を確
	保します。
	○地域包括支援センターの業務について、国において示され
	る評価指標に基づき、評価・点検を行います。
総合相談支援業務	○サービスに関する情報提供等の相談対応、権利擁護に関
	する相談、ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭
	環境、複雑化する問題事例について、在宅介護支援セン
	ターとの連携、関係事業者・関係機関との連携を図って、対
	応できる体制で相談支援を推進します。
	○地域からの相談は電話相談が多く、休日等での電話連絡に
	対応できるようにしています。高齢者をはじめ、障害者、地
	域住民からの相談の解決に向けて取り組みます。
包括的・継続的ケアマ	○地域の介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護
ネジメント支援業務	支援専門員に対する日常的な個別指導や相談、地域の介
	護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を
	行います。
	○多様なサービス・支援を調整できるように、ケアマネジメント
	の質の向上を図るため、ケアマネジャーの育成支援、ケアマ
111.1-12.1 A -24.	ネジャーの研修機会の確保に努めます。
地域ケア会議	○地域ケア個別会議で、自立支援・重度化防止等の観点を重
	視して、個別事例の検討とフォローアップ、ケアプランの
	チェックを実施し、個別事例を積み上げ、共通した課題を把
	握しとりまとめます。
	○生活支援コーディネーターや支え合う地域づくり協議体、在
	宅医療・介護連携推進会議、認知症初期集中支援チーム
	活動で把握している高齢者のニーズも含めて具体的な施策
夕咄活切掛 テトフルは	へつなげ、地域課題の解決に向けた取組を検討します。
多職種協働による地域	○「大崎上島町地域包括支援ネットワーク会議」において、包
包括支援ネットワーク	括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに関いず、地域の保健・短地・医療サービスやボランティア活
の構築	限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活力を表している。
	動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が、連携して取り知ります。
	携して取り組みます。

■大崎上島町地域包括ケア会議デザインの概要



	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	
介護予防サービス計画	新規 25 件 継続 786 件	新規 14 件 継続 747 件	新規 15 件 継続 600 件	
	総合相談			
相談件数	300 件	260 件	200 件	
民生委員児童委員協議会定例会への 出席	1回	10	1回	
広報活動	社協だよりにて	社協だよりにて	社協だよりにて	
F.	ァアマネジメント			
高齢者虐待(疑い)への対応	2件	O件	1件	
消費者被害への対応	O件	O件	1件	
成年後見制度活用支援事業	2件	1件	1件	
地域包括支援ネットワーク会議	3回	4回	4回	
地域包括・在宅介護支援センター情報 交換会	月1回	月1回	月1回	
地域ケア個別会議	3回	2回	2回	
(通所型サービスC対象者)	10 件	7件	10 件	
地域ケア個別会議	2回	2回	1回	
(地域包括支援センター実施)	2件	1件	1件	
在宅介護支援センター				
在宅介護支援センター おおさき 見守り・相談件数	342 件	298 件	50 件	
在宅介護支援センター みゆき 見守り・相談件数	110 件	71 件	50 件	

《地域包括支援センターの目標》

項目		第9期目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	相談受付件数(延べ人数)	200 人	200 人	200 人
地域包括支援セン ター	包括・在宅介護支援センター 情報交換会	12 回	12 回	12 回
	介護予防学習会	3回	3回	3回
	自立支援型地域ケア個別会議 (福祉課介護保険係実施)	4件	4件	4件
地域ケア会議	地域ケア個別会議 (地域包括支援センター実施)	4件	4件	4件
多職種協働による 地域包括支援ネット ワークの構築	地域包括支援ネットワーク会議	4回	4回	4回

(2)在宅医療・介護連携の推進

①入退院支援

目標	望ましい姿	対策
入退院時の情報が	退院調整が 100%実施されて	県から報告される調整率を毎年確
スムーズに行われ	いる。	認し、居宅介護支援事業所、地域
切れ目なく介護や	医療機関の退院調整部署の担	包括支援センターから現状を聞き
医療のサービスが	当者と介護支援専門員が顔の	取りながら課題の把握とその対策
受けられる。	見える関係となっていて問い	を進める。
	合わせや相談ができる。	

②日常の療養支援

目標	望ましい姿	対策
在宅生	介護支援専門員を	在宅医療・介護連携に関する相談支援窓口の設置
活に必	中心に、介護サー	介護保険利用ガイドの冊子を作成し、介護保険事業計
要な医	ビス事業所、医療	画策定時に全戸配布。介護支援専門員等を通じて随時
療と介	機関、インフォー	必要な町民へ配布。また、福祉課カウンターに常設。
護が切	マルサービス、地	在宅医療・介護連携資源マップの更新、ホームページ
れ目な	域支援者からの支	への掲載と事業所への配布
く提供	援が切れ目なく過	インフォーマルサービスの把握と整理(生活支援体制)
される。	不足なく提供され	整備事業:生活支援コーディネーター)
	る。	
	専門職間の顔の見	担当ケアマネの標示状況について、居宅、包括、医療
	える関係性を維持	機関、居宅サービス事業所等にアンケート等を実施し
	し、連携が容易に	把握
	行われる。	町内の医療系専門職を中心に講師に迎え、医療系知識
		のブラッシュアップと多職種間の連携促進のための研
		修会の実施
		かかりつけ医と介護職・ケアマネ・家族を結ぶ連携に
		ついて町内居宅・訪問介護・訪問看護代表者と協議・
		連携パス作成の検討を居宅・包括連携会議で検討を実
		施(地域包括支援センター)
	緩和ケアが受けら	在宅医療・介護連携資源マップによる緩和ケアを提供
	れる。	する医療機関、訪問看護ステーション等の情報の提供
	^ =# +	を実施
	介護者の身体的・	介護者家族会の実施(社協居宅)
	心理的負担感を軽	認知症の人と家族の会の実施(地域包括支援セン
	減し、在宅での介	ター)
	護が継続できる。	認知症カフェの実施(認知症地域支援ケア向上事業)
	認知症になっても	認知症ケアパスの更新と事業所への配布(認知症地域
	在宅生活が続けら	支援ケア向上事業:認知症地域支援推進員)
	れる。	認知症カフェの実施(認知症地域支援ケア向上事業)

③急変時の対応

目標	望ましい姿	対策
在宅療養中に様態	臨時往診、訪問看護ステー	県から報告のある医療機関情報を
が急変しても安心	ションから 24 時間 365 日訪	居宅へ提供
して療養できる。	問が受けられる。	
	包括ケア病床が必要時利用で	県から報告のある医療機関情報を
	きる。	居宅へ提供
	消防署と急変時の情報共有が	現状把握のため消防署へ状況の聞
	図られている。	き取り等を実施
		情報連携方法の体制づくりの推進

④人生の最終段階(看取り)

目標	望ましい姿	対策
自分の望む場所で	自宅で看取りができる。	ニーズ調査等で在宅看取りの現状
人生の最後を迎え		を把握し、在宅医療介護連携推進
られる。		会議で課題と対策の検討の実施
	町内の特別養護老人ホームや	居所変更調査等現状を把握し、在
	グループホームで看取りが行	宅医療・介護連携推進会議で課題
	われる。	と対策の検討を実施
	町民が予め、価値観等大切に	ACP の普及啓発専門職研修会の実施
	し、自分がどのような医療と	サロン等でのACPの普及啓発の
	介護を受けながら暮らすのか	実施(認知症地域支援推進員活
	看取りまでの意思表明ができ	動)
	る。	人生の彩ノート書き方学習会の実
		施(認知症地域支援推進員活動)
		ACP普及啓発推進員による普及
		啓発活動の実施の支援

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
医療・介護・保健・福祉関係者連携研修会(R4年度から)(「多職種連携症例検討会」と「医療に強いケアマネ育成研修会」を合体させたもの)	多職種連携症例 検討会:未実施 医療に強いケア マネ育成研修会: 2回	2回	2回
住民対象在宅看取りのシンポジウム	1回	未実施	未実施
ACP普及活動	・サロン:4回 ・映画上映会時 普及啓発:1回	ACP 普及啓発 講演会:1回彩ノート記入学 習会:3回サロン:各9回	・ 彩ノート記入学 習会:3回 ・ サロン:各5回
地域への啓発と環境づくりの推進	在宅医療に関す る講演会は、②在 宅医療体制づくり の推進の事業で 実施	在宅医療に関す る講演会は、②在 宅医療体制づくり の推進の事業で 実施	在宅医療に関する講演会は、②在 宅医療体制づくり の推進の事業で 実施

《在宅医療介護連携の評価指標》

統計指標	第8期 (上段:目標値% 下段:現状値%)	第9期 (目標値%)
退院調整率※の増加★	100.0	100.0
巡院調整率次の増加★	100.0	100.0
*	10.0	16.0
老人ホーム等での死亡者率の増加★	15.1	10.0
A O D 「 」 仕 会 詳 」 ナ ケロ - マ い フ 」 の A 台 hp ®	20.0	26.0
ACP「人生会議」を知っている人の増加 🏶	27.0	36.0

※退院調整率とは県が毎年6月の1か月を調査期間とし、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所にアンケート調査を実施し、包括・居宅からの回答を取りまとめたもののうち、要支援者・要介護者の退院時に医療機関から包括や居宅に退院調整の連絡があった割合。

出典 ★:広島県が取りまとめている「地域ケアシステムの評価指標」 **: 今和4年度大崎上島町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

▼ . 月111千及八哥工品引升股子例 日市工冶图——

(3)生活支援体制づくりの推進

取組	内容
生活支援コーディネー	○設置している生活支援コーディネーターについて、その役
ターによる地域支え合	割を住民に周知するとともに、生活支援コーディネーターが
い活動の充実	地域に出向き、地域の困りごとが把握でき、住民主体による
	支え合い体制づくりの啓発活動につなげます。
協議体の設置・運営	○各地域のニーズの把握や、情報交換が効果的に実施でき
	るよう、支え合う地域づくり協議体委員会から区長・民生委
	員児童委員・高齢者巡回相談員合同会議、地域づくり会議
	へつながりをもち、課題解決と新たな仕組みづくりを行える
	環境づくりを推進します。

■取組状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
生活支援コーディネーターの配置	1人	1人	1人
支えあう地域づくり協議体委員会開催回 数	1回	1回	10
三者合同研修会	1回	1回	1回
地域づくり会議	未実施	未実施。 ただし、大田区において、自主防災組織と、避難の仕組みについて協議し、その際の困りごとについて把握	旧町でそれぞれ1 地区ずつ開催す る。

《生活支援体制の目標》

百日	第9期目標		
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支え合う推進員 配置数	1	1	1
支え合う地域づくり協議体 開催回数	2	2	2

(4)認知症対策の総合的推進

①普及啓発·本人発信支援

目標	望ましい姿	対策
認知症に関する理	認知症サポーター受講者が増	認知症サポーター養成講座の実施
解の促進	加し、偏見を持たず、認知症	ステップアップ講座の実施
	の人や家族に対して適切な対	
	応や支援が行われる。	
相談先の周知	住民の誰もが認知症について	認知症ケアパスの改定と周知
	の相談先を知っている。	
本人から意見や思	認知症になっても自分の困っ	認知症カフェの開催・充実
いが発信できる体	ていることや支援してほしい	
制の整備	こと実施したいことなどの思	
	いが発信できる。	

②予防(備え)

目標	望ましい姿	対策
認知機能の低下予	住民がいくつになっても、週	広報等で、町内で実施されている
防に資する可能性	に複数回地域の活動に参加し	認知機能低下予防に資する可能性
のある活動の普及	ている。	のある活動の周知
啓発		認知症に対する理解と認知機能低
		下予防プログラム学習会の実施
	住民がいくつになっても役割	広報等で、役割や生きがいの効果
	や生きがいを持って生活して	を周知
	いる。	

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

目標	望ましい姿	対策
早期発見・早期対	住民が認知症の症状について	認知症ケアパスの周知
応、医療体制の整	正しく理解し、相談・受診・	専門医による個別相談会の実施
備	サービス利用ができる。	認知症初期集中支援チームの設置
		認知症地域支援推進員の設置
		認知症カフェの開催・充実
		認知症の人と家族の会の開催
		認知症高齢者等の支援に係る竹原
		警察署と大崎上島町の相互連携に
		関する事業の継続運用

目標	望ましい姿	対策
認知症の人の介護	介護者が気軽に介護の悩みを	認知症カフェの開催・充実
者の負担軽減	相談できる。	認知症の人と家族の会の開催
	外出先から自宅へ戻れなく	大崎上島町徘徊高齢者等SOS
	なったときでも、捜索等につ	ネットワーク事業により、徘徊の
	いて地域支援者の協力が迅速	おそれのある高齢者及び障害者が
	に得られる。	行方不明になった場合に地域の支
		援を得て早期に発見できるよう、
		関係機関の支援体制の構築を図り
		ます。今後は、関係機関との連
		絡・調整を図るとともに、このよ
		うな取組について周知を図り、必
		要な高齢者等の事前登録を促進し
		ます。

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加

目標	望ましい姿	対策
認知症バリアフ	認知症の人もそうでない人も	認知症地域支援推進員活動の充実
リーの推進	共に地域活動や日常生活をお	認知症サポーター養成講座の実施
	くる。	ステップアップ講座の実施
		チームオレンジ活動の実施
		認知症サポーター活動の実施
		認知症講演会等の実施
若年性認知症の人	若年性認知症を発症してもで	広島県で設置された「若年性認知
への支援の実施	きるだけこれまでの生活が続	症コーディネーター」や広島県若
	けられる。	年性認知症サポートルーム(若年
		性認知症相談窓口)と連携しなが
		ら、若年性認知症の人の相談支
		援、関係者の連携のための体制整
		備、居場所づくり、就労・社会参
		加支援等の様々な支援を検討

目標	望ましい姿	対策
認知症の人の社会	認知症の人もそうでない人も	認知症サポーター養成講座の実施
参加支援の実施	共に地域活動や日常生活をお	ステップアップ講座の実施
	くる。	チームオレンジ活動の実施
		認知症サポーター活動の実施
		広島県で設置された「若年性認知
		症コーディネーター」や広島県若
		年性認知症サポートルーム(若年
		性認知症相談窓口)と連携しなが
		ら、若年性認知症の人の相談支
		援、関係者の連携のための体制整
		備、居場所づくり、就労・社会参
		加支援等の様々な支援を検討

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
認知症サポーター養成者数	92 人	110 人	125 人
サポーター養成講座	町民: 20 人 海星高校: 24 人	町民∶20 人 広島銀行∶10 人 海星高校∶35 人	町民:15 人 民生委員児童委員 :34 人 食生活改善推進員 :48 人
ステップアップ研修	町民:13 人 民生委員児童委員 :40 人	町民:13人 広島銀行:8人	町民:9人
認知症カフェ	1か所	1か所	1か所
認知症映画上映会	10	O O	10
認知症講演会	1回(信友監督)	1回	1回(信友監督)
認知症初期集中支援チーム員会議	3回開催	1回開催	2回開催
徘徊高齢者等SOSネットワーク事前登 録者数	2人	4人	2人
認知症高齢者等の支援に係る連携件数	3件	3件	1件
認知症の人と家族の会	9回 74人	12回 68人	12回 70人

《認知症対策の実施目標回数》

《添加证对块07天加日信四数》			実	実施目標回数		
	対策		令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	
1 普及啓発の推 進・本人発信の	認知症に関する理解の促進					
支援	相談先の周知					
2 予防(備え)	認知機能の低下予防に資する可 能性のある活動の普及啓発					
3 医療・ケア・介護サービス・介	早期発見・早期対応、医療体制の 整備	 認知症地域支援推 進員の設置	1人	1人	1人	
護者への支援	認知症の人の介護者の負担軽減	に良い故恒				
4認知症バリア	認知症バリアフリーの推進					
フリーの推進・ 若年性認知症	若年性認知症の人への支援の実 施					
の人への支援	認知症の人の社会参加の支援の 実施					
1 普及啓発の推	認知症に関する理解の促進					
進・本人発信の	本人からの意見や思いが発信でき					
支援	る体制の整備					
3 医療・ケア・介	早期発見・早期対応、医療体制の					
護サービス・介	整備					
護者への支援	認知症の人の介護者の負担軽減	認知症カフェ	1か所	1か所	1か所	
4認知症バリア	認知症バリアフリーの推進					
フリーの推進・	若年性認知症の人への支援の実					
若年性認知症	施					
の人への支援	認知症の人の社会参加の支援の 実施					
1 普及啓発の推	認知症に関する理解の促進	認知症サポーター	1回	10	1回	
進・本人発信の		養成講座(住民)	1,5	1,5		
支援		認知症サポーター				
		養成講座	1 🗇	1回	1回	
		(大崎海星高校2 年生)				
4 認知症バリア	認知症バリアフリーの推進	認知症サポーター 養成講座				
プリーの推進・ 若年性認知症	│ │認知症の人の社会参加の支援の	│食戍神座 │(民生・巡回・区長・	1 🗇	10	_	
の人への支援	窓角形の人の社会参加の支援の	食推ほか地域役員	1 111		_	
		等)				
		認知症サポーター				
		養成講座	10	10	_	
		(いき百・サロン等	'-	'-		
		地域ボランティア)				
		ステップアップ講座 (住民)	1回	1回	1回	
		ステップアップ講座				
		(民生・巡回・区長・	4 🖃	4 🖃	4 🖃	
		食推ほか地域役員	4回	1回	1回	
		等)				

				施目標回	数
	対策		令和6	令和7	令和8
			年度	年度	年度
4 認知症バリア	認知症バリアフリーの推進	ステップアップ講座		_	
フリーの推進・		(いき百・サロン等	_	1回	1回
若年性認知症	認知症の人の社会参加の支援の	地域ボランティア)			
の人への支援	実施	認知症講演会	1回	1回	1回
1 普及啓発の推 進・本人発信の 支援	相談先の周知	認知症ケアパスの	1回	1回	1回
3 医療・ケア・介護サービス・介	早期発見・早期対応、医療体制の整備	改定と周知 			
護者への支援	認知症の人の介護者の負担軽減	++++-			
2 予防(備え)	認知機能の低下予防に資する可能性のなる活動の変異なる。	広報等で、町内で			
	能性のある活動の普及啓発	実施されている認 知機能低下予防に	ᄱ	ᄱ	OE
		対機能低下が防に 資する可能性のあ	2回	2回	2回
		る活動の周知			
		広報等で、役割や			
		生きがいの効果を	1 🗇	1 🗇	1回
		周知			
		認知症に対する理			
		解と認知機能低下 予防プログラム学	1クール	1クール	1クール
		習会の実施			
3 医療・ケア・介 護サービス・介	早期発見・早期対応、医療体制の 整備	専門医による個別 相談会の実施	3回	3回	3回
護者への支援	早期発見・早期対応、医療体制の	認知症初期集中支	1か所	1か所	1か所
	整備	援チームの設置	1/3-1/1	1/3-1/1	173 171
	早期発見・早期対応、医療体制の	認知症初期集中支	2 回~	2 回~	2 回~
	整備	援チーム員会議	必要時	必要時	必要時
	早期発見・早期対応、医療体制の 整備	専門医による個別 相談会の実施	3回	3回	3回
	早期発見・早期対応、医療体制の 整備	認知症初期集中支援チームの設置	1か所	1か所	1か所
	早期発見・早期対応、医療体制の	認知症初期集中支	2回~	2回~	2回~
	整備	援チーム員会議	必要時	必要時	必要時
	認知症の人の介護者の負担の軽 減	認知症の人と家族 の会の開催	1か所	1か所	1か所
		認知症高齢者等の支援に係る竹原警			
	早期発見・早期対応、医療体制の 整備 	察署と大崎上島町 の相互連携に関す る事業の継続運用	継続	継続	継続
		後半の極続度用			
	│ │認知症の人の介護者の負担の軽	SOS ネットワーク			
	減	事前登録事業の継続運用	継続	継続	継続

			実	施目標回	数
	対策		令和6	令和7	令和8
			年度	年度	年度
4 認知症バリア	認知症バリアフリーの推進	町の認知症地域支			
フリーの推進・		援推進員と県の若			
若年性認知症	若年性認知症の人への支援の実	年性認知症コー			
の人への支援	施	ディネーター・若年	1か所	1か所	1か所
		性認知症サポート			
	認知症の人の社会参加の支援の	ルームとの連携支			
	実施	援の体制の整備			
	認知症バリアフリーの推進				
		チームオレンジ活	4 1. =5	4 1. =5	4 1. =5
	認知症の人の社会参加の支援の	動の実施	1か所	1か所	1か所
	実施				
	認知症バリアフリーの推進				
		認知症サポーター	1 かだ	1 かだ	1 かだ
	認知症の人の社会参加の支援の	活動の実施	1か所	1か所	1か所
	実施				

《認知症対策の推進指標と目標値》

指標			目標値
1. 普及啓	(1)認知症	認知症サポーター養成講座受講者の増加	20 歳以上
発•本人発	に関する理		人口の
信支援	解促進		3%が受講
			(170 人)
		フォローアップ講座受講者の増加	サポー
			ター養成
			講座受講
			者の 30%
			が受講(50
			人)
	(2)相談先	認知症ケアパスを知っている人の増加	50%
	の周知	認知症の相談先を知っている人の増加	60%
2. 予防	(1)認知症	いきいき百歳体操等通いの場に週1回以上参加する人の	150/
	予防に資す	割合の維持・増加(※R5 年 3 月末現在)	15%
	る可能性の	運動系活動へ週1回以上参加している人の増加	20%
	ある活動の	認知症予防プログラム累積参加者数の増加(累計人数)	50 I
	推進	10 人/年	58 人
3. 医療・ケ	(1)早期発	地域包括支援センターが認知症に関する相談窓口である	60%
ア・介護サー	見·早期対	ことを知っている人の増加	00%
ビス・介護者	応、医療体	認知症地域支援推進員が町にいることを知っている人の	F004
への支援	制の整備	増加	50%
		認知症初期集中支援チームがあることを知っている人の	50%
		増加	50%
		認知症専門医によるの相談会があることを知っている人の	50%
		増加	50%
		認知症ケアパスを知っている人の増加	50%
	(2)認知症	 認知症の人と家族の会を知っている人の増加	70%
	の人の介護	品が近の人であるのというであっている人の	7070
	者の負担軽	 認知症カフェを知っている人の増加	50%
	減の推進		
4. 認知症	(1)認知症	認知症地域支援推進員が認知症の人を地域資源へつな	ある
バリアフリー	バリアフリー	ぐ活動がある	
の推進・若	の推進	認知症サポーター活動がある	ある
年性認知症			
の人への支		 チームオレンジの活動がある	ある
援・社会参			6,5
加支援			

(5)権利擁護支援の推進

取組	内容
権利擁護に関する相	○窓口での相談と、地域からの相談、町社会福祉協議会での
談・情報提供の充実	相談など経路も相談内容も多様化しており、これに対応する
	ため相談窓口間で連携を図るとともに、地域ケア体制での
	調整など、地域包括支援センターが中心となって連携しな
	がら対応します。また、相談者のプライバシーの保護、情報
	管理などに十分配慮します。
	○介護保険利用ガイドなどの冊子、パンフレットや町広報等を
	活用して情報提供するとともに、老人クラブや地区の集まり
	などで説明する機会を確保して周知します。
成年後見制度利用促進	○今後、認知症高齢者の増加や身寄りがない、親族から支援
	が期待できないケースなどが見込まれ、講演会等、成年後
	見制度の利用促進のための広報・普及活動を行います。地
	域包括支援センターと町社会福祉協議会など各関係機関と
	連携して周知を図ります。
	○申立ての相談や対応について、円滑できめ細かな対応に
	努めます。かけはしの利用者から成年後見制度へ移行する
	ケースなど、法人後見の支援体制の確保に取り組みます。
日常生活自立支援事業	○町社会福祉協議会が窓口になり、一人で判断することに不
	安のある高齢者や障害者等を対象にした日常生活自立支
	援事業(かけはし)を実施しています。申込み件数が増加した。
	し、必要性が高まっているため、生活支援員を確保しました。 ないなどに地域気援す場合にある。の ないなどに地域気援す場合にある。
	た。今後はさらに地域包括支援センターの権利擁護事業・ 成年後見制度利用援助事業とあわせて、相談から適切な対
	成年後兄前度利用援助事業とめわせて、相談から適切な利応ができる体制づくりを進めます。
 高齢者虐待防止の取組	○成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支
同即往往付別止り採組	援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被
	害の防止などに取り組みます。
	○家族の不安や悩みを聞き、助言等を行う相談機能の強化・
	支援体制の充実を図ります。
	○地域包括支援ネットワーク会議で適宜研修の機会等を確保
	するとともに、この会議のネットワークを活かして、虐待防止
	ネットワークは形成できており、今後はさらに把握・相談など
	の対応についての体制づくりとして、障害者施策と連携した
	形で、虐待防止センターの設置等に取り組みます。あわせ
	て、緊急連絡先や対応体制などについて、高齢者虐待防
	止マニュアルとしてとりまとめ、活用します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
中核機関設置に向けた行政との協議	実施	実施	実施
県社協、広島家庭裁判所主催の研修会、 情報交換会の受講	3回	3回	3回
成年後見制度利用支援	O件	1件	12 件
成年後見セミナー	O回	0回	1回
かけはし登録者数	25 人	27 人	30 人
専門員(兼務)	3人	2人	3人
生活支援員	2人	5人	8人
情報提供・啓発活動	社協だよりにて	社協だよりにて	社協だよりにて
事例検討会	2回	3回	3回

基本施策4 住み慣れた地域での生活の支援

(1)生活支援・福祉サービスの推進

取組	内容
生活管理指導短期宿泊	○社会適応が困難な高齢者、虐待対策等での利用を勘案し、
事業	サービスの必要な高齢者等の把握に努め、利用できる体制
	を継続します。
配食サービス事業	○栄養管理や火の管理に不安のある在宅高齢者に栄養バラ
	ンスのとれた食事を提供することにより、自立を促し、併せて
	安否確認を行います。
	○認定を受けていない方は社会福祉法人による独自の配食
	サービス(いきいき配食サービス)の利用を促進します。
緊急通報体制等整備事	○70歳以上の1人暮らしの高齢者、寝たきり等の高齢者がいる
業(あんしん電話)	高齢者のみの世帯、又は18歳以上の1人暮らしの重度身体
	障害者等に、急病や災害等の緊急時に迅速に受信セン
	ター等に通報できる緊急通報装置(あんしん電話)を設置し
	ています。
	○安心して自宅での生活が続けられる要のサービスとして、あ
	んしん電話設置事業を町単独事業として、定期的な安否確
	認と利用者からの相談等に対応する内容で実施します。
外出支援サービス事業	○要介護(支援)認定者、障害者等を移送用車輌で町内及び
	町外の医療機関へ送迎する外出支援サービスを実施しま
	to the second se
日常生活用具給付・貸	○概ね65歳以上の1人暮らし高齢者等に、介護保険の給付対
与	象とならない電磁調理器や火災報知器、自動消火器などの
	日常生活用具の給付・貸与を行い、自立した暮らしを支援
ンニマム 唯1 悪吐子	します。
シニアカー購入費助成	〇シニアカーがないとひとりで買物や公共交通機関の利用な
事業	どが困難で、自立した日常生活に支障のある65歳以上の高
	齢者を対象に、シニアカーの購入・レンタル費用の助成(3
	分の1以内で上限10万円)し、外出の利便性の向上を図りま
養護老人ホームへの入	て、
7	○養護老人ホームへの入所待機者がいる場合は、待機期間
所措置 各種貸付制度	の短縮が図れるよう円滑な対応に努めます。 ○町社会福祉協議会を窓口に、日常生活上支援が必要な世
台性貝 的 制度	帯を対象に、生活福祉資金、高額療養費、民生資金の貸
	情を対象に、生価価値賃金、高額原食賃、民生賃金の賃 付を行います。今後も必要な支援が必要な人へ社協だより
	等で広報していきます。
- 高齢者向け住まいの紹	○高齢者の多様な住まいの確保に向けて、施設入所検討者
介	等に対し、有料老人ホーム等の高齢者向け住まい紹介事
	業所の公表を町ホームページで周知します。
	未///シムなですが、

				令和5年度
		令和3年度	令和4年度	
			1-111 1 122	(見込み)
生活管理指導短期和	宮泊事業	O件	O件	O件
町配食	大崎福祉会	9,621 食	9,326 食	10,150 食
判能及	ひがしの会	13,059 食	13,771 食	14,100 食
いまいま配合	大崎福祉会	16,626 食	17,095 食	17,300 食
いきいき配食	ひがしの会	26,615 食	25,238 食	24,000 食
緊急通報装置設置係	牛数	52 件	40 件	40 件
		実施日数:559日	実施日数:604 日	実施日数:635 日
外出支援サービス事業		実人数:754人	実人数:878 人	実人数:920 人
		延回数: 2,066 回	延回数: 2,094 回	延回数: 2,200 回
シニアカー購入費助	成事業	5件	6件	8件
養護老人ホーム入所者数		3人	4人	3人
		8件	3件	
生活福祉資金貸付事業		(すべてコロナ特例	(すべてコロナ特例	1件
		貸付)	貸付)	
高額療養費貸付事業	ŧ	2件	O件	O件
民生資金貸付事業		6件	13 件	5件

(2)見守り・支え合い活動の充実

取組	内容
多様な主体の参画に	○役場、ボランティア、民間事業者、地域団体など、多様な主
よる地域支え合い活動	体との協力・連携を重視していくことが求められます。
の展開	○ボランティアきっかけ講座や既存の登録員・協力員の研修会
	を通して、地域の取り組み状況を把握し、活動に活かせるよう
	に努めます。
高齢者によるボラン	○高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて高齢者が高齢
ティア活動事業	者を支えながら地域貢献し、また、高齢者自身の社会参加活
	動を通じた介護予防をする施策を推進します。
通いの場の整備事業	○高齢者が身近で気軽に集まれる通いの場を拡充していくた
	め、新たな通いの場の確保を図ります。なお、いきいき百歳体
	操は目標とした全地区で実施されるようになったので、継続
	支援として療法士等の派遣、介護予防活動団体支援事業、
	世話人等からの相談への対応等を継続します。なお、いきい
	き百歳体操立上げの希望があれば、立ち上げ支援を実施し
	ます。
認知症高齢者コミュニ	○大崎地区の空き家を活用して、認知症状はあるが身体介護
ティ・ケア「夢ハウス」事	は必要ない状態程度の高齢者が週2回集まり、ケアスタッフと
業	一緒に昼食をとったり、趣味活動などを行います。
ふれあいサロン事業	○サロン協力員により、地区サロンは概ね自治区単位に開設さ
	れており、1か月に1~2回開催されています。休会しているサ
	ロンの再開とサロン協力員の連絡会で意見交換をしながら、
	サロン活動に介護予防学習会を取り入れて開催します。
よってみんさい屋事業	○定期的に気軽に行ける常設サロンとして、週1~2回町内2か
	所(中野地区・大串地区)で空き家等を利用して、よってみん
	さい屋事業が実施されています。いつでも誰でも気軽に寄れ
	る家庭的な雰囲気となるように、集まった人たちでおしゃべり
	や趣味活動などやりたいことを楽しむことを基本に、月1・2回
	は医師や看護師等による健康セミナーや健康相談、食事会
	なども取り入れて実施します。
寄り添いパートナー	○「1人暮らしになっても安心して最期を迎えられる町」を目指し
	て、地域で支援の必要な方に、ちょっとした助け合いや、見守
	り、生活の支援をする地域住民ボランティアである『寄り添い
	パートナー』制度を進めてきました。養成講座修了者の活動
	が認知症のある人や障害者の支援にもつながるように、ケア
	マネジャーや相談支援事業所などとの連携について協議し
	ます。
住民参加型在宅福祉	○町社会福祉協議会が窓口となって、住民参加型在宅福祉
サービス事業等	サービス事業として、かみじまネット事業を実施しています。
	暮らしの中でのちょっとした困りごとのある人(利用者)と、手
	伝いができる人(協力者)が支え合い、助け合う互助活動とし
	て、通院の付き添いなどで利用されており、今後もサービスの
	周知を図り、利用を促進します。
共生型サービスの検討	○地域の状況を踏まえたサービス提供体制の確保に努めま
	す。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		サ和り十段	71441及	(見込み)
		全3回コース×2	全3回コース×2	全3回コース×2
		(昼夜)	(昼夜)	(昼夜)
赤い羽根ボランティア	スクールの開催	受講数:12 人	受講数:10 人	受講数:30 人予
		オンラインのハイ	完全オンライン開	定
		ブリッド開催	催	集合型開催予定
		46 人	43 人	50 人
		新型コロナウイル		コロナ明けで施設
 	• 5k Vコ ホア	ス感染症の影響		での活動が活発
介護支援ボランティア		でボランティア活		になるよう事業所
		動が実施できな		と協力員との合
		かった。	かった。	同研修会を実施する。
	いきいき百歳体操	 29 か所	30 か所	9 る。 31 か所
	大西体操の会	1か所	-	1か所
通いの場	ふれあいサロン	25 か所		24 か所
	よってみんさい屋	2か所		2か所
合計	<u> </u>	- 7 か所	I	58 か所
夢ハウス		67 回延 228 人	94 回延 315 人	96 回延 315 人
	開催か所数	23 か所	24 か所	23 か所
サロン	実施回数	170 回	236 回	288 回
	利用者(延べ人数)	2,748 人	3,764 人	4,000 人
よってみんさい屋	中野	30回 427人	43 回 726 人	45 回 750 人
ひってかんのでいぼ	大串	61回 888人	73回 911人	75回 950人
				運用の仕方に
 寄り添いパートナー研	I //女	 未実施	+ = #	ついて協議し、
奇り添いハートナー切		大美旭 	未実施	再資源化を目
				指す。
	登録者	74 人	76 人	80 人
かみじまネット事業	通院付き添い	110 回	132 回	150 回
	掃除	4回	1回	10 回
	その他	0回	0回	20 回
合計		114 回	133 🗓	180 回
共生型サービスの	短期入所生活介護	2人	2人	2人
利用者数	通所介護	2人	2人	2人

(3)介護を支えるサービスの推進

取組	内容
家族介護用品支給事業	○要介護4又は5に相当する在宅の高齢者を介護している同
	居の家族(住民税非課税世帯)に対して、介護用品(紙お
	むつ、尿とりパッドなど)を支給(上限75,000円)しており、今
	後は県の動向などを踏まえた検討を行います。
家族介護慰労金支給事	○要介護4又は5の認定を受けた住民税非課税世帯の高齢
業	者を、過去1年間介護保険サービス(1週間程度のショート
	ステイの利用を除く)を利用せず、在宅で介護している同居
	の家族(住民税非課税世帯)に慰労金(10万円)を支給しま
	す。
介護離職ゼロへの取組	○介護と仕事の両立支援と介護者の介護負担の軽減のため、
	介護保険サービスの利用促進とサービス提供体制の確保を
	図るとともに、介護者の交流会などを継続して実施します。

■取組状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
完妆 人进田口	支給人数	1人	1人	1人
家族介護用品 支給事業	要介護度	要介護5	要介護5	要介護4
义和争未	年間支給額	73,372 円	48,031 円	72,216 円
家族介護慰労金支給事業		0人	0人	0人
「認知症の人と家族の会」の開催回数		9回	12 回	12 回

(4)安心・安全まちづくりの推進

取組	内容
安全で住みやすい町の	○バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点で、公共施設や
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
形成	道路の整備を促進し、人にやさしい、活動しやすいまちづく
	りを促進します。
安全対策の推進	○民生委員児童委員や町社会福祉協議会、自治会等と連携
	して、地域ぐるみ活動や見守り活動の充実を図ります。
	○高齢者に対しては老人クラブ活動などで、防犯に対する知
	識の周知を図ります。
	○消防団や消防署等が連携して、避難訓練への参加を促進
	し、正しい災害に対する認識を高めるよう努めます。
	○高齢者が交通事故の被害者となるケースが増えており、運
	転する側と歩行者双方から高齢者の交通安全について、機
	会を捉えて啓発に努めます。
	○高齢者が、運転免許証を自主返納しやすい環境を整え、交
	通事故の防止に努めます。

取組	内容
安全対策の推進	○災害時に援護が必要な高齢者、障害のある人を事前に把
	握して、災害時に適切な支援ができるように、避難行動要支
	援者台帳の整備を進めています。今後は個人情報保護へ
	の配慮や登録者の情報更新など運用面での検討を行いな
	がら、避難支援体制を整備し、安心して暮らせる地域づくり
	を推進します。
住みやすい住宅の確保	○高齢者は持ち家率が高い状況ですが、1人暮らしや高齢者
	のみの世帯が多く、集合住宅などのニーズを把握していくと
	ともに、町営住宅の改修や整備の計画に基づき方向性を検
	討します。
移動手段の拡充	○町内外の交通、海上交通などの利便性の向上を図る取組
	については、コミュニティバスの運行、外出支援サービスの
	利用状況なども含めて、上位計画と連携を図り、高齢者の
	移動手段の拡充に努めます。
医療体制の確保	○町内の医療機関との連携をさらに強化するとともに、救急医
	療についてはヘリポートを整備し、緊急体制を確保していき
	ます。耳鼻咽喉科を診療所として確保しており、今後も関係
	機関と連携して体制の充実に努めます。
大崎上島町におけるケ	○令和7(2025)年に向け、広島県の示す「地域包括ケアロー
ア体制の確保	ドマップ」に基づく大崎上島町におけるケア体制の確保に向
	け、福祉課を中心に地域包括支援センターとの連携、関係
	課・関係機関との連携を図ります。
福祉教育・ボランティア	○地域で行われている福祉活動と連携し、計画段階から社会
活動の推進	福祉教育について日常的に連携・協力して取り組みます。
	○町社会福祉協議会と協力して、ボランティア活動に関する
	情報提供、ボランティア団体の活動の支援を図り、多くの人
Maria A Davida da Anti-	の参加を呼びかけます。
災害や感染症に係る体	○福祉避難所の運営について町内3か所の施設と協定を結
制整備	んでいます。施設利用者の安全確保及び施設の安定した
	運営ができるよう支援するとともに、町内の介護サービス事
	業所間の連携・調整を支援します。
	○感染症発生時に町内の社会福祉施設等の関係者と連携し
	て対応できる体制を保持します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	7571-1-1-	(兄込み)
	移動支援	
おと姫バス、路線バスの料金を	おと姫バス、路線バスの料金を	おと姫バス、路線バスの料金を
100円として、高齢者が買い物・通	100円として、高齢者が買い物・通	100 円として、高齢者が買い物・通
院に利用しやすい料金設定とし、	院に利用しやすい料金設定とし、	院に利用しやすい料金設定とし、
高齢者が運転免許証を自主返納	高齢者が運転免許証を自主返納	高齢者が運転免許証を自主返納
しやすい環境を整備。	しやすい環境を整備。	しやすい環境を整備。
・ 新型コロナウイルス感染症拡大	・ 児童や高齢者を対象としたバス	・ 高齢者を対象としたバスの乗り
防止の観点からバスの乗り方教	の乗り方教室などを実施。	方教室や体験乗車、体験乗船
室等中止となった。	・ 公共交通の利用促進を図ること	などを実施予定。
	を目的としてバスや船時刻を掲	
	載した情報ツールを作成。	

令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	住宅の確保	
・6件(内、高齢者世帯1世帯、障害者世帯1件)の入居により高齢者等の住居を確保した。町営住宅1棟2戸について、社会福祉法人が共同生活援助事業所のサテライト住居として使用しており、利用者の自立支援の体制づくりを促進した。	・2件(内、高齢者世帯1世帯)の 入居により高齢者の住居を確保 した。町営住宅2棟3戸につい て、社会福祉法人が共同生活 援助事業所のサテライト住居と して使用しており、利用者の自 立支援の体制づくりを促進した。	・ 高齢者等の住居の確保について福祉課等と連携して推進していく。
	医療体制の確保	
 ヘリポート施設 県ドクターヘリ及び大崎上島消防 署と連携を取ると共に、施設の維持管理を実施 医療関係者等懇談会の実施 救急艇「秋桜Ⅱ」患者輸送:268人 耳鼻咽喉科診療所開設:月2回実施 町内医療機関(4医院)へPCR 検査機器を導入整備実施 	・ヘリポート施設 県ドクターヘリ及び大崎上島消 防署と連携を取ると共に、施設 の維持管理を実施 ・医療関係者等懇談会の実施 ・救急艇「秋桜II」患者輸送:265 人 ・耳鼻咽喉科診療所開設:月2回 実施	・ヘリポート施設 県ドクターヘリ及び大崎上島消 防署と連携を取ると共に、施設 の維持管理を実施 ・医療関係者等懇談会の実施 ・救急艇「秋桜Ⅱ」患者輸送 ・耳鼻咽喉科診療所開設:月2回 実施
	」 J地域包括支援センター運営協議:	└──会·地域ケア推進会議
1回(書面審議)	10	10
	福祉体験学習の実施	
車椅子の操作体験 ・実施校:大崎上島中学校 ・協力団体:サポートおおさき	高齢者の体の特徴に対する疑似体験、車椅子の操作体験 ・実施校:大崎上島中学校 ・協力団体:サポートおおさき	認知症及び看取り介護について 学習 ・実施校:大崎上島中学校 ・協力団体サポートおおさき
	災害予防等対策	
 福祉避難所:3か所 避難行動要支援者台帳整備:年 1回更新 新型コロナウイルス感染症事案 に対し随時連携 必要に応じて感染対策物資の配 布を行った。 	・福祉避難所:3か所 福祉避難所設置運営マニュア ル策定 ・避難行動要支援者台帳整備: 年1回更新 避難支援プランの策定 ・新型コロナウイルス感染症事案 に対し随時連携 ・必要に応じて感染対策物資の 配布を行った。 ・介護施設等に酸素濃縮器、噴 霧器購入の補助を行い、検査 キッドを配布した。	・福祉避難所:4か所 (障害者福祉施設指定予定) ・避難行動要支援者台帳整備: 年1回更新 避難行動要支援者支援システ ム導入 個別避難計画作成着手 ・新型コロナウイルス感染症事案 に対し随時連携 ・必要に応じて感染対策物資の 配布予定

基本施策 5 介護サービスの充実・提供体制の維持

(1)介護保険サービスの充実

取組	内容
サービスの質の向上と	○高齢者の将来推計人口と提供体制の確保等を踏まえて、
サービス提供体制の検	居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等の介
討	護保険サービス提供基盤全体の見直しを進めます。
	○一人ひとりの状態に応じたケアマネジメントと介護保険サー
	ビスの質の向上を支援します。
補足給付の推進	○特定入所者等介護サービス費、高額介護サービス費、高額
	医療合算介護サービス費を要件が該当する方に給付し、負
	担軽減を図ります。
利用者負担軽減の推進	○経過措置による利用者負担軽減、住民税課税層の食費・居
	住費の特例減額措置、社会福祉法人等による減免制度を
	実施します。
	○利用者の経済的負担を軽減するため、自己負担分のみ支
	払い、残りを大崎上島町が事業者に直接支払う「受領委任
	払い」を利用できるようにしており、利用を促進します。

■取組状況

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
経過措置による利用者負担軽減該当者数		1人	1人	1人
住民税課税層の食費・居住費の特例減額 措置該当者数		0人	0人	0人
社会福祉法人等による減免制度実績		84 人	104 人	110 人
受領委任払い制度	福祉用具購入費	51 人/58 人中	51 人/63 人中	55 人/70 人中
利用者数	住宅改修費	16 人/45 人中	13 人/55 人中	15 人/60 人中

《第9期計画における介護保険施設等の整備目標》

区分	令和6年3月末 入所定員数	第9期整備目標数	令和9年3月末 必要入所定員数
介護老人福祉施設	143人	0人	143 人
介護老人保健施設	0人	0人	八〇
介護医療院	0人	0人	0人

看護小規模多機能	令和7年度から1か所定員 24 人で開設見込み
型居宅介護	予和 / 千度から かが足員 24 人で用設え込み

(2)介護保険の円滑な運営に向けた取組

取組	内容		
要支援•要介護認定	○訪問調査員の資質の向上を図ります。また、介護保険の説		
	明とあわせて、高齢者の状況把握、町のサービスの説明な		
	どきめ細かな対応となるように努めます。		
	○認定調査の資料のタブレット等の活用によるペーパーレス		
	化等、認定の効率化を図ります。認定審査会の円滑な運営		
	に努めます。		
相談・苦情等への対応	○各種相談窓口と庁内の連携体制の一層の充実を図り、高齢		
	者やその家族の相談にきめ細かく対応できるようにします。		
	そのための調整・会議なども、継続して実施します。また、苦		
	情等については、地域ケア会議での事例検討などと調整し		
	ながら、適切で迅速な対応を基本に、県、県国保連などの		
	関係機関との連携を図ります。		
介護給付適正化の促進	○更新・区分変更の認定調査の平準化・適正化と要介護認定		
	等のばらつきの是正に向けた取組により、要介護認定等の		
	適正化を図ります。		
	○ケアプラン点検、住宅改修に関する取組、福祉用具購入・		
	貸与に関する取組により、ケアプラン等の点検を行います。		
	○医療情報との突合・縦覧点検を行います。		
	○その他、ケアマネジメント等の適切化、事業所のサービス提		
	供体制の確保、介護報酬請求の適正化を図ります。		

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
広島県介護保険認定審査会、県国保連合 会へ取り次いだ苦情件数	O件	O件	O件
介護給付費の通知	1 🗇	1 🗇	1回
縦覧点検・医療情報との突合	国民健康保険連 合会委託により 実施	国民健康保険連 合会委託により 実施	国民健康保険連 合会委託により 実施
ケアプランの点検	町内事業所すべ てにおいて実施	町内事業所すべ てにおいて実施	町内事業所すべ てにおいて実施
認定調査員の研修	1回	1回	1回

《介護給付適正化の促進の目標》

項目		第9期目標	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更新区分変更の認定調査の平準化・適 正化(委託認定調査の直接実施件数)	3件	3件	3件
要介護認定等のばらつきの是正に向けた取組	調査票 事後点検	調査票 事後点検	調査票 事後点検
ケアプラン点検の実施	町内事業所 すべて実施	町内事業所 すべて実施	町内事業所 すべて実施
住宅改修に関する取組	すべて現地	すべて現地	すべて現地
(10 万円以上案件)	事前確認	事前確認	事前確認
福祉用具購入・貸与に関する取組	福祉用具専門 相談員の確認	福祉用具専門 相談員の確認	福祉用具専門 相談員の確認
医療情報との突合・縦覧点検	国保連委託 により実施	国保連委託 により実施	国保連委託 により実施
介護支援専門員の質向上に向けた取組 (認定調査員及び介護支援専門員研修)	1回	1回	1回
苦情処理内容の把握(国保連取次件数)	1件	1件	1件
介護給付費通知	更新申請時 に送付	更新申請時 に送付	更新申請時 に送付

(3)介護福祉人材の確保・育成支援

取組	内容
介護福祉人材の育成・	○従来実施していた支援金支給事業をさらに充実した内容で
定着	医療及び福祉従事者就職支援事業として実施し、就職支
	援金に加えて定住支援金を支給します。また、新規事業とし
	て介護資格等の取得及び更新に対し支援金を支給します。
	○社会福祉法人大崎福祉会が行う「修学資金貸付事業」に対
	し、補助金を交付することにより、町の社会福祉事業を担う
	若者の地元への就職・定住を図ります。
	○高齢者巡回相談員やボランティア活動による人材の確保が
	図られるよう施策を推進し、高齢者の社会参加を図り、地域
	住民が共に支え合う地域づくりを進めていきます。

■取組状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
社会福祉人材就職支援金支給事業	3人	3人	0人
医療及び福祉従事者就職支援事業	I	ı	5人
福祉人材育成定着事業補助金	1人	1人	0人
介護支援ボランティア活動事業登録者数	46 人	43 人	50 人
高齢者巡回相談員派遣事業	相談員:44人	相談員:44人	相談員:46 人
同即有巡回怕談員派進事業 (対象行政区:35 地区)	研修会∶2回	研修会∶2回	研修会∶2回
(对象门以位:30地位)	合同研修:1回	合同研修:1回	合同研修:1回

《介護保険事業を支える福祉人材の確保の目標》

項目	3		第9期目標	
块:		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療及び福祉従事者	就職支援事業	2人	2人	2人
福祉人材育成定着事	業補助金	1人	1人	1人
介護資格取得及び 資格取得支援金・資	資格取得支援金	1人	1人	1人
格更新支援金	資格更新支援金	2人	2人	2人

第5章 介護保険サービスの見込み

1. 介護保険サービスの見込み

(1)居宅サービス/介護予防サービスの利用状況・見込み

第8期の実績と第9期の見込みを年間分で示します。第9期計画期間の見込みについては、近年の実績の動向を踏まえて見込むとともに、令和22年度についても算出しています。

①訪問介護

(人•回)

		実績(令	和5年度は	見込み)		第9期		令和	令和	令和
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	32 年度
利用人数	介護	1,160	1,106	1,008	1,152	1,152	1,152	1,140	888	528
利用回数	ブ護	21,439	19,192	18,965	20,436	20,436	20,436	18,779	15,198	8,682

②介護予防訪問入浴介護/訪問入浴介護

(人•回)

										() (
		実績(令	和5年度は	見込み)		第9期		令和	令和	令和
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	32 年度
利用人数	介護	0	6	0	0	0	0	0	0	0
利用回数) 川 蒔	0	26	0	0	0	0	0	0	0

③介護予防訪問看護/訪問看護

(人•回)

		実績(令	和5年度は	見込み)		第9期		令和	令和	令和
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	32 年度
	支援	130	175	120	156	144	156	156	108	60
利用人数	介護	637	634	540	672	672	696	672	540	324
	合計	767	809	660	828	816	852	828	648	384
	支援	933	1,001	391	535	493	535	535	367	210
利用回数	介護	5,406	4,872	3,786	4,643	4,710	4,756	4,558	3,697	2,222
	合計	6,339	5,873	4,177	5,178	5,203	5,291	5,093	4,064	2,432

④介護予防訪問リハビリテーション/訪問リハビリテーション

(人•回)

		実績(令	和5年度は	見込み)		第9期		介和	令和 令和	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	令和 32 年度
利用人数	介護	8	23	12	12	12	12	12	12	12
利用回数	刀喪	84	160	120	144	144	144	144	144	144

⑤介護予防居宅療養管理指導/居宅療養管理指導

(人)

		実績(令	和5年度は	35年度は見込み) 第9期 令和		令和	令和			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	32 年度
	支援	9	9	96	0	0	0	0	0	0
利用人数	介護	299	363	432	552	552	564	564	432	288
	合計	308	372	528	552	552	564	564	432	288

⑥通所介護

(人•回)

		実績(令	和5年度は	見込み)		第9期		令和	令和	令和
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	32 年度
利用 人数	介護	1,342	1,484	1,512	1,524	1,524	1,536	1,452	1,128	684
利用 回数	刀喪	11,839	12,599	13,426	13,057	13,055	13,144	12,278	9,612	5,825

⑦介護予防通所リハビリテーション/通所リハビリテーション

(人•回)

		実績(令	寝績(令和5年度は見込み)			第9期		令和	令和	令和
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	32 年度
	支援	83	15	12	12	12	12	12	12	0
利用人数	介護	404	87	72	108	108	108	108	84	60
	合計	487	102	84	120	120	120	120	96	60
	支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用回数	介護	3,614	640	653	842	842	842	842	660	478
	合計	3,614	640	653	842	842	842	842	660	478

⑧介護予防短期入所生活介護/短期入所生活介護

(人•日)

		実績(令	和5年度は	見込み)		第9期		令和	令和	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	令和 22 年度	32 年度
	支援	35	37	60	60	60	60	72	48	24
利用人数	介護	1,005	969	828	1,032	1,020	1,068	1,056	828	528
	合計	1,040	1,006	888	1,092	1,080	1,128	1,128	876	552
	支援	276	285	464	456	456	456	547	365	182
利用日数	介護	10,858	10,284	9,553	12,569	12,329	13,073	12,732	10,123	6,578
	合計	11,134	10,569	10,017	13,025	12,785	13,529	13,279	10,488	6,760

⑨介護予防短期入所療養介護/短期入所療養介護

(人•日)

		実績(令	和5年度は	見込み)		第9期		令和	令和	令和
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	32 年度
	支援	5	0	0	0	0	0	0	0	0
利用人数	介護	96	7	0	0	0	0	0	0	0
	合計	101	7	0	0	0	0	0	0	0
	支援	14	0	0	0	0	0	0	0	0
利用日数	介護	1,051	54	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1,065	54	0	0	0	0	0	0	0

⑩介護予防特定施設入居者生活介護/特定施設入居者生活介護

(人)

		実績(令和	和5年度は	見込み)		第9期		令和	令和	令和
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	32 年度
	支援	0	5	0	0	0	0	0	0	0
利用人数	介護	146	144	168	156	156	156	156	132	60
	合計	146	149	168	156	156	156	156	132	60

⑪介護予防福祉用具貸与/福祉用具貸与

		実績(令	和5年度は	見込み)		第9期		令和	令和	令和
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	32 年度
	支援	679	652	696	708	684	696	696	504	312
利用人数	介護	1,926	1,961	1,836	1,980	1,992	2,052	2,040	1,596	1,008
	合計	2,605	2,613	2,532	2,688	2,676	2,748	2,736	2,100	1,320

⑫特定介護予防福祉用具購入費/特定福祉用具購入費

(人)

		実績(令	実績(令和5年度は見込み)			第9期		令和	令和	令和
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	32 年度
	支援	12	17	24	12	12	12	12	12	0
利用人数	介護	45	43	12	24	36	36	48	36	24
	合計	57	60	36	36	48	48	60	48	24

③介護予防住宅改修/住宅改修

(人)

		実績(令和5年度は見込み)				第9期		令和	令和	令和
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	32 年度
	支援	15	14	12	12	12	12	12	12	0
利用人数	介護	29	35	24	36	36	36	24	12	0
	合計	44	49	36	48	48	48	36	24	0

⑭介護予防支援/居宅介護支援

		実績(令	和5年度は	見込み)		第9期		令和	令和	令和
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	32 年度
	支援	827	797	792	816	816	816	828	600	372
利用人数	介護	3,048	2,991	2,892	2,892	2,916	2,964	2,964	2,280	1,416
	合計	3,875	3,788	3,684	3,708	3,732	3,780	3,792	2,880	1,788

(2)地域密着型サービスの利用状況・見込み

地域密着型サービスは、要介護(要支援)者が住み慣れた地域で継続して生活を営むことができるように、身近な地域でサービスを提供するものです。

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 実績及び見込みなし。
- ②夜間対応型訪問介護 実績及び見込みなし。
- ③介護予防認知症対応型通所介護/認知症対応型通所介護 実績及び見込みなし。
- ④介護予防小規模多機能型居宅介護/小規模多機能型居宅介護 実績及び見込みなし。
- ⑤介護予防認知症対応型共同生活介護/認知症対応型共同生活介護

(人)

		実績(令	実績(令和5年度は見込み)			第9期		令和	令和	令和
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	32 年度
	支援	1	9	0	0	0	0	0	0	0
利用人数	介護	326	403	540	504	492	480	468	348	216
	合計	327	412	540	504	492	480	468	348	216

- ⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 実績及び見込みなし。
- ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護 実績及び見込みなし。

⑧看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスで、「通い」「泊まり」「訪問介護」「訪問看護」サービスを提供するものです。第9期期間に町内で1か所の開設を予定し、サービス利用を見込みます。

	実績(令	和5年度は		第9期		令和	令和	令和	
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	32 年度
利用 介部	0	0	0	0	120	180	240	240	204

⑨地域密着型通所介護

小規模型の通所介護は、地域との連携や運営面の透明性の確保の観点から、平成28 年度より地域密着型サービスに位置づけられています。

(人•回)

	実績(令和5年度は見込み)		見込み)		第9期		令和	令和	令和	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	32 年度
利用人数	介護	461	522	528	612	612	624	636	492	312
利用回数) 1 徒	3,274	3,553	3,728	4,078	4,039	4,187	4,222	3,283	2,105

(3)施設サービスの利用・見込み

大崎上島町には、介護老人福祉施設が3施設あります。また、介護療養型医療施設は介護医療院となり、それらの動向を捉えて、利用者数を見込みました。

①介護老人福祉施設

(人)

	実績(令和5年度は見込み)				第9期		令和	令和	令和	
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	32 年度
利用人数	介護	1,514	1,767	1,800	1,800	1,800	1,800	1,872	1,596	1,080

②介護老人保健施設

(人)

	実績(令和5年度は見込み)					第9期		令和	令和	令和
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	32 年度
利用人数	介護	641	285	228	240	240	240	252	216	144

③介護医療院

	実績(令	和5年度は	見込み)		第9期		令和	令和	令和
介護医療院	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	12 年度	22 年度	32 年度
利用 介護	185	175	168	168	168	168	180	156	96

(4)給付状況・見込み

①介護サービスの給付状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)居宅サービス			
① 訪問介護	67,327	61,462	59,152
② 訪問入浴介護	0	325	0
③ 訪問看護	24,350	21,414	16,754
④ 訪問リハビリテーション	254	515	400
⑤ 居宅療養管理指導	2,893	3,630	4,720
⑥ 通所介護	85,597	89,661	96,293
⑦ 通所リハビリテーション	30,445	5,804	5,755
⑧ 短期入所生活介護	90,547	84,677	77,742
⑨ 短期入所療養介護	9,926	558	0
⑩ 特定施設入居者生活介護	31,311	31,022	38,243
⑪ 福祉用具貸与	27,259	28,216	26,057
⑫ 特定福祉用具購入費	1,630	1,641	446
③ 住宅改修	2,259	2,832	3,052
(2)地域密着型サービス			
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	0	0	0
④ 小規模多機能型居宅介護	0	0	0
⑤ 認知症対応型共同生活介護	78,812	100,953	144,265
⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者	0	0	0
生活介護	0	0	
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
⑨ 地域密着型通所介護	27,405	30,943	31,262
(3)施設サービス	,	,	
① 介護老人福祉施設	379,298	448,900	470,338
② 介護老人保健施設	180,941	79,861	65,609
③ 介護療養型医療施設	0	0	0
④ 介護医療院	65,752	60,183	57,651
(4)居宅介護支援	48,643	47,910	46,432
介護給付費計(Ⅱ)	1,154,650	1,100,508	1,144,170

[※]小数点以下を端数処理しているため合計が合致しないところがある。

②介護予防サービスの給付状況

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)介護予防サービス			
① 介護予防訪問入浴介護	0	0	0
② 介護予防訪問看護	3,506	3,948	1,736
③ 介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
④ 介護予防居宅療養管理指導	51	82	968
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	2,817	555	498
⑥ 介護予防短期入所生活介護	1,805	1,647	2,939
⑦ 介護予防短期入所療養介護	129	0	0
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	0	462	0
⑨ 介護予防福祉用具貸与	5,217	4,948	4,968
⑩ 特定介護予防福祉用具購入	292	391	674
⑪ 介護予防住宅改修	1,289	1,370	954
(2)地域密着型介護予防サービス			
① 介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	144	1,989	0
(3)介護予防支援	3,779	3,546	3,570
予防給付費計(I)	19,029	18,938	16,306

[※]小数点以下を端数処理しているため合計が合致しないところがある。

③総給付状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費(I)+(II)	1,173,679	1,119,446	1,160,477

[※]小数点以下を端数処理しているため合計が合致しないところがある。

④居宅サービス/地域密着型サービス/施設サービス給付費の推計

						(十円)
		第9期		令和	令和	令和
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	12 年度	22 年度	32 年度
(1)居宅サービス						
① 訪問介護	64,293	64,375	64,375	60,877	48,695	27,989
② 訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
③ 訪問看護	20,794	21,112	21,317	20,451	16,567	9,936
④ 訪問リハビリテーション	441	442	442	442	442	442
⑤ 居宅療養管理指導	5,890	5,983	5,998	6,017	4,636	3,077
⑥ 通所介護	95,774	95,770	96,422	88,645	70,162	42,625
⑦ 通所リハビリテーション	7,489	7,498	7,498	7,498	6,001	4,504
⑧ 短期入所生活介護	104,593	102,978	108,945	105,589	84,236	55,046
⑨ 短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0
⑩ 特定施設入居者生活介護	36,642	36,688	36,688	36,688	30,678	14,760
① 福祉用具貸与	27,914	28,155	29,040	28,524	22,658	14,495
⑫ 特定福祉用具購入費	742	1,149	1,149	1,507	1,149	742
③ 住宅改修	2,904	2,904	2,904	1,902	943	0
(2)地域密着型サービス						
① 定期巡回·随時対応型訪問 介護看護	0	0	0	0	0	0
② 夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
③ 認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
④ 小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
⑤ 認知症対応型共同生活介 護	132,720	129,711	126,696	123,083	91,601	56,773
⑥ 地域密着型特定施設入居 者生活介護	0	0	0	0	0	0
⑦ 地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	26,531	38,944	51,358	51,358	43,188
⑨地域密着型通所介護	34,335	33,951	35,396	35,488	27,907	18,080
(3)施設サービス						
① 介護老人福祉施設	475,957	476,559	476,559	493,776	420,470	282,228
② 介護老人保健施設	68,405	68,491	68,491	71,954	61,454	41,469
③ 介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
④ 介護医療院	59,037	59,111	59,111	63,010	54,808	33,805
(4)居宅介護支援	46,383	46,735	47,671	47,440	36,692	22,908
介護給付費計(Ⅱ)	1,184,313	1,208,143	1,227,646	1,244,249	1,030,457	672,067
						1

⑤予防サービス/地域密着型介護予防サービス給付費の推計

(千円)

	第9期					(十円)
	令和	令和	令和	令和	令和	令和
	6年度	7年度	8年度	12 年度	22 年度	32 年度
(1)介護予防サービス	0十尺	/ 牛皮	0十戊			
	0	0	0	0	0	0
① 介護予防訪問入浴介護	0 405	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	2,405	2,224	2,408	2,408	1,673	920
③ 介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
④ 介護予防居宅療養管理指 導	0	0	0	0	0	0
⑤ 介護予防通所リハビリテー ション	505	505	505	505	505	0
⑥ 介護予防短期入所生活介 護	2,980	2,984	2,984	3,580	2,387	1,193
⑦ 介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0
⑧ 介護予防特定施設入居者 生活介護	0	0	0	0	0	0
⑨ 介護予防福祉用具貸与	5,063	4,898	4,992	5,041	3,620	2,248
⑩ 特定介護予防福祉用具購入	226	226	226	226	226	0
⑪ 介護予防住宅改修	1,017	1,017	1,017	1,017	1,017	0
(2)地域密着型介護予防サービス						
① 介護予防認知症対応型通 所介護	0	0	0	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型 居宅介護	0	0	0	0	0	0
③ 介護予防認知症対応型共 同生活介護	0	0	0	0	0	0
(3)介護予防支援	3,730	3,735	3,735	3,790	2,746	1,703
予防給付費計(I)	15,926	15,589	15,867	16,567	12,174	6,064

⑥総給付費の推計

		第9期			△ 1⊓	△ 1⊓
	令和	令和	令和	令和 12 年度	令和 22 年度	令和 32 年度
	6年度	7年度	8年度	12 千茂	22	32 平茂
総給付費(I)+(Ⅱ)	1,200,239	1,223,732	1,243,513	1,260,816	1,042,631	678,131

(5)第9期計画期間の見込量

■介護保険給付費の推計

第9			期	会和 00 左座	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	令和 22 年度
総給付費[A]	1,200,239	1,223,732	1,243,513	3,667,484	1,042,631
介護予防給付費	15,926	15,589	15,867	47,382	12,174
介護給付費	1,184,313	1,208,143	1,227,646	3,620,102	1,030,457
特定入所者介護					
サービス等給付費	36,921	36,311	36,123	109,355	26,831
(影響後)					
高額介護サービス費	29,343	28,860	28,711	86,914	21,301
等給付額(影響後)	20,040	20,000	20,711	30,011	21,001
高額医療合算	2,249	2,209	2,198	6,656	1,657
介護サービス費	2,210	2,200	2,100		1,007
審査支払手数料	823	808	804	2,435	606
小 計[B]	69,336	68,188	67,835	205,360	50,396
標準給付費見込額	1 000 575	1 001 000	1 011 040	2.070.044	1 000 007
(C=A+B)	1,269,575	1,291,920	1,311,348	3,872,844	1,093,027
地域支援事業費[D]	66,350	67,350	68,350	202,050	43,842
総給付費等	1,335,925	1,359,270	1,379,698	4,074,894	1,136,869
(E=C+D)	1,335,925	1,308,270	1,379,098	4,074,694	1,130,609

[※]千円未満を四捨五入しており、合計が合わないか所がある。

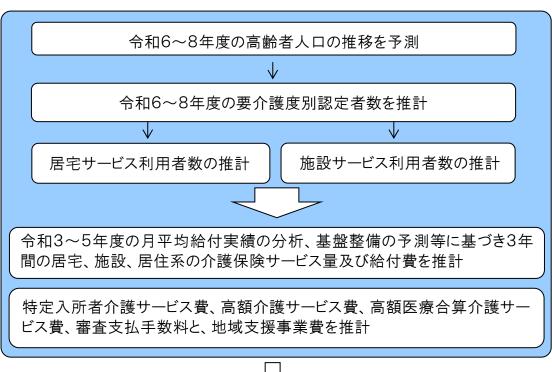
- ■見込量の確保のための方策
- ①介護予防や生活支援サービス、権利擁護事業、家族介護者を支援する事業に関する情報を町や地域包括支援センターを通じて提供します。
- ②地域包括支援センターのさらなる周知を図ります。
- ③地域包括ケア会議などにより、地域や関係団体との連携を強化します。
- ④介護予防・日常生活支援総合事業を実施するにあたり、生活支援コーディネーター を配置し、担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービス調整を行い、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を 推進します。

2. 介護保険料の算定

令和3年度から令和5年度までの3年間の実績を踏まえ、令和6年度から8年度の介護保険給付費を見込み、第1号被保険者が負担する介護保険料を設定します。

第9期は、第8期と同様に、第1号被保険者の負担割合が23%、第2号被保険者の負担割合が27%となっています。あわせて、地域支援事業の負担割合などを踏まえて算定します。

■介護保険料の算定方法





給付見込額から3年間の第1号被保険者保険料の収納必要額(65 歳以上負担額)を予測=第1号負担分(費用見込額×28%(23%+5%)ー調整交付金見込額)



保険料収納必要額÷予定保険料収納率÷3年間における所得段階別加入 割合補正後第1号被保険者数=保険料の基準額(年間)



保険料の年間基準額÷12=保険料基準月額(第5段階)

介護保険サービスは、原則として費用の1割~3割が利用者負担で、残りの概ね9割を 公費(国・県・町)と介護保険の加入者(被保険者)の介護保険料で負担しています。65 歳以上の「第1号被保険者」の介護保険料は、保険者(町)が徴収し、40~64歳で医療 保険に加入している「第2号被保険者」の介護保険料は医療保険者が徴収します。

■介護保険給付費の財源構成(第9期)

介護保険給付(施設等給付費を除く)

介護保険給付(施設等給付費)

力 皮 体 体 们 (기 및 (자) 첫 마니		HIJ &				
Е	公費 保険料		公費			保険料				
	町 12.5%	県 12.5%	国※ 25%	第2号被保険者 27%	第1号被保険者 23%	町 12.5%	県 17.5%	国 20%	第2号被保険者 27%	第1号被保険 ² 23%

※国の負担分(25%)のうち5%は調整交付金として調整される。

地域支援事業	(1)	↑護予	防事業)

公費	2 2 2147	保险			
町 県	国	第2号被保険者	第1号被保険者		
12.5% 12.5%	25%	27%	23%		

地域支援事業(包括的支援事業・任意事業)

	保険料		
町	県	国	第1号被保険者
19.25%	19.25%	38.5%	23%

■介護保険料の算定

	第9期]合計	令和 22 年度
標準給付費見込額 A	3,8	72,843,675 円	1,093,027,356 円
地域支援事業費 B	2	02,050,000 円	43,842,210 円
合 計	4,0	74,893,675 円	1,136,869,566 円
第 1 号被保険者負担分相当額(23%)	9	37,225,545 円	295,586,087 円
調整交付金相当額	1	98,073,184 円	55,519,076 円
調整交付金見込交付割合		平均 10.55%	11.44%
後期高齢者加入割合補正係数	3年	間平均 0.7966	0.7898
所得段階別加入割合補正係数	3年	間平均 0.9524	0.9525
調整交付金見込額	4	17,879,000 円	127,028,000 円
財政安定化基金拠出金見込額(0%)		0 円	0円
準備基金の残高	2	16,965,615 円	0 円
準備基金取崩額		21,700,000 円	0 円
保険料収納必要額	6	95,719,729 円	224,077,163 円
予定保険料収納率		99.30%	98.50%
	第1段階	1,392 人	306 人
	第2段階	1,434 人	315 人
	第3段階	1,026 人	225 人
	第4段階	505 人	111 人
	第5段階	1,432 人	314 人
3年間の段階別第1号被保険者数合計	第6段階	1,610 人	354 人
	第7段階	1,190 人	261 人
9,235 人	第8段階	333 人	73 人
	第9段階	131 人	29 人
	第 10 段階	86 人	19 人
	第 11 段階	28 人	6 人
	第 12 段階	12 人	2 人
	第 13 段階	54 人	12 人
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (弾力化後)		8,793 人	1,929 人
保険料基準月額(第5段階)		6,640 円	9,827 円
保険料基準年額(第5段階)		79,680 円	117,924 円
	<u> </u>	70,000 []	117,324]

■第9期計画期間の所得段階別介護保険料

所得	計争李	保険料	保険料(円)		
段階	対象者	調整率	年額	月額	
	生活保護受給者				
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	0.455	36,254	3,021	
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額	(0.285)	(22,709)	(1,892)	
	と課税年金収入額の合計が80万円以下の方				
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額	0.685	54,581	4,548	
第2段階	と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以	(0.485)	(38,645)	(3,220)	
	下の方	(0.400)	(30,043)	(3,220)	
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額	0.69	54,979	4,581	
WO WE	と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	(0.685)	(54,581)	(4,548)	
	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住				
第4段階	民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収	0.90	71,712	5,976	
	入額の合計が80万円以下の方				
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住	1.00	79,680	6,640	
N. CTAPH	民税非課税で、第4段階以外の方	1.00	70,000	0,010	
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万	1.20	95,616	7,968	
7,5 17,12	円未満の方		00,010	.,	
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万	1.30	103,584	8,632	
717 FXPE	円以上210万円未満の方	1.00	100,001	0,002	
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万	1.50	119,520	9,960	
おの採用	円以上320万円未満の方	1.50	119,520	9,900	
生の肌性	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万	1.70	105.450	11.000	
第9段階	円以上420万円未満の方	1.70	135,456	11,288	
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万	1.90	151,392	12,616	
	円以上520万円未満の方	1.90	131,382	12,010	
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万	2.10	167,328	13,944	
	円以上620万円未満の方	2.10	107,320	10,544	
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万	2.30	183,264	15,272	
	円以上720万円未満の方	2.00	100,204	10,272	
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万	2.40	191,232	15,936	
AT I VEX PE	円以上の方	2.40	101,202	10,000	

^{※()}は公費投入による軽減措置後の保険料率・保険料額

第6章 推進方策

1. 計画を推進するための方策

本計画の実現に向けて、県及び近隣市町及び関係機関と連携しながら、保健・医療・ 福祉の施策を一体的に進めるなど、必要な施策の総合的・効果的な実施に努めます。

また、各種施策の推進にあたっては、関係各課との連携を図るとともに、行政だけでなく、住民、サービス事業者、関係団体等との協働のもと、相互が連携し、一体となって取り組むことが必要です。

2. 計画の推進及び点検の体制

超高齢社会に対応し、誰もができる限り自立した生活を送れるよう、介護保険体制等を本計画に沿って適切かつ確実に実施することが重要となります。

各施策の進捗状況については、庁内で定期的に状況把握と点検を行います。あわせて、 介護保険事業及び高齢者福祉に関する必要な事項について点検・評価を行います。

利用者である住民が介護サービスに満足しているか、しっかりとした自立支援がされているかについてケアプランの確認、サービスの質の評価、その他多方面からの確認を行います。

■点検・評価の項目

長期総合計画での高齢者施策の目標(5年後)

- 高齢期のあり方についての啓発
- ・生活支援・介護予防サービスの基盤整備
- ・ 認知症施策の推進
- ■介護予防・日常生活支援総合事業の推進により、前期高齢者のうち要支援・要介護認定者の割合の低下もしくは維持を目指します。(令和5年9月末現在3.85%)
- ■認知症施策の推進(認知症ケアパスの見直しと普及啓発・認知症地域支援推進員活動の充実、認知症カフェ等により、認知症のある高齢者を支える地域を目指します。)

資 料

1. 大崎上島町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

平成17年3月24日

告示第25号

改正 令和2年8月21日告示第77号

(目的)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づき、大崎上島町の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「大崎上島町介護保険事業計画」という。)を策定することを目的として、大崎上島町介護保険事業計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

- 第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 介護保険事業計画の見直し、大崎上島町介護保険事業計画の策定に関すること。
 - (2) 要介護者等の実態把握、介護給付等対象サービスの利用に関する意向の把握に 関すること。
 - (3) 老人保健福祉計画の見直し、大崎上島町老人保健福祉計画の策定に関すること。 (組織)
- 第3条 策定委員会の委員は15名以内とし、別表に掲げる者で構成する。
- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。
- 4 委員長は策定委員会を主管する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。 (任免)
- 第4条 策定委員会の委員は、町長が委嘱若しくは解嘱する。

(会議)

- 第5条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長がこれを招集する。
- 2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 策定委員会の議事(以下「議事」という。)は、出席委員の過半数で決し、可否同数 の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 策定委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 策定委員会は、町老人保健福祉計画、町長期総合計画等との整合性を踏まえながら、 計画策定に関することを審議するものとする。

(会議招集の特例)

- 第6条 委員長は、緊急の必要があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理 由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し、賛否を問い、会議に代 えることができる。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。 (事務局)
- 第7条 策定委員会の事務は、保健衛生課及び福祉課において処理するものとする。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。 附 則
- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、第5条第1項の 規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(令和2年8月21日告示第77号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第3条関係)

大崎上島町介護保険事業計画等策定委員会委員

八州工曲 17 股外队手术计画 17 元之英五文英
議会福祉関係代表(1名)
医師会代表 (1名)
民生委員児童委員協議会代表 (1名)
社会福祉協議会代表 (1名)
老人クラブ連合会代表(1名)
介護福祉施設・保健施設代表 (3名)
地域包括支援センター(1名)
学識経験者(家族介護者代表)(1名)
保健衛生課長
福祉課長
保健師(1名)

(事務局) 保健衛生課·福祉課

保健指導係	
福祉指導係	
介護保険係	

2. 委員名簿

所 属		E	E	彳	Ż	備	考
大崎上島町議会			藤	雅	通		
豊田郡医師会			Щ	忠	信	委員	長
大崎上島町民生委員児童委員協議会	:	森	本		儉		
大崎上島町社会福祉協議会			原	金	生		
大崎上島町老人クラブ連合会			井	秀	基		
特別養護老人ホーム大崎荘			本	峰	之		
特別養護老人ホーム大崎美浜荘		藤	原	貞	弘	副委	員長
特別養護老人ホームみゆき		福	田	幸	俊		
大崎上島町地域包括支援センター			上	慎	司		
大崎上島町介護者家族会			本	_	美		
保健衛生課長			下	良	<u>-</u>		
福祉課長			野	義	彦		
大崎上島町保健師			下		侑		
保健衛生課保健指導係(事務局)	係長	石	田	良	美		
福祉課福祉指導係 (事務局)	係長	Щ	口		啓		
福祉課介護保険係 (事務局)	再任用主任	田	原	香	利		
福祉課介護保険係 (事務局)	主任主事	高	原		淳		
福祉課介護保険係 (事務局)	再任用主任	菅		文	彦		
福祉課介護保険係 (事務局)	係長	和	田		美		

3. 策定経過

年 月 日	内 容 等			
令和4年11月14日から 令和4年11月30日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査			
令和4年11月から 令和5年2月	在宅介護実態調査			
令和5年1月	在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査			
令和5年7月	第1回大崎上島町介護保険事業計画等策定委員会 (書面審議及び意見聴取)			
令和5年8月31日	第1回大崎上島町介護サービス事業所連絡会議			
令和5年12月1日	第2回大崎上島町介護保険事業計画等策定委員会			
令和6年1月31日	第3回大崎上島町介護保険事業計画等策定委員会			
令和6年2月15日	答申			

大崎上島町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画



発行/令和6年3月

広島県大崎上島町

〒725-0401 広島県豊田郡大崎上島町木江 4968 TEL (0846) 62-0301 FAX (0846) 62-0304